

第四百十七回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第三号

平成十二年三月十四日(火曜日) 午前九時三十分開議

出席委員

委員長 武部 勤君
理事 笹川 堯君 杉浦 正健君
理事 与謝野 馨君 横内 正明君
理事 北村 哲男君 日野 市朗君
理事 倉田 榮喜君 西村 眞悟君
理事 太田 誠一君 奥野 誠亮君
加藤 紘一君 熊谷 市雄君
古賀 誠君 左藤 恵君
菅 義偉君 園田 博之君
高市 早苗君 藤井 孝男君
保岡 興治君 山本 有二君
渡辺 喜美君 坂上 宣男君
前原 誠司君 漆原 良夫君
安倍 基雄君 二見 伸明君
木島日出夫君 辻 第一君
保坂 展人君

政府参考人 (文部省高等教育局長) 佐々木正峰君
法務委員会専門員 井上 隆久君

委員の異動

三月十四日

辞任

枝野 幸男君

権藤 恒夫君

同日

辞任

前原 誠司君

二見 伸明君

辻 第一君

補欠選任

前原 誠司君

二見 伸明君

辻 第一君

補欠選任

枝野 幸男君

権藤 恒夫君

木島日出夫君

三月十日

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

二月二十九日

民法改正における選択的夫婦別氏制度の導入に関する諸願(石井一君紹介)(第二五四号) 同(土井たか子君紹介)(第二七九号) は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八号)

○武部委員長 これより会議を開きます。内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。趣旨の説明を聴取いたします。白井法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

○白井国務大臣 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明いたします。この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものでありまして、以下その要点を申し上げます。

第一点は、裁判官につき、判事補の員数を七十人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び倒産事件の適正迅速な処理を図るため、裁判官の員数を増加しようとするものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十六人増加しようとするものであります。これは、地方裁判所における民事訴訟事件、民事執行法に基づく執行事件及び倒産事件並びに家庭裁判所における家庭事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所書記官等を二百四十五人増員するとともに、他方において、裁判所の事務を簡素化し、効率化すること等に伴い、裁判所事務官等を二百二十九人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十六人増加しようとするものであります。

以上が、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○武部委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○武部委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房長石川重明君、警察庁生活安全局長黒澤正和君、法務大臣官房長但木敬一君、法務省刑事局長古田佑紀君、文部省高等教育局長佐々木正峰君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○武部委員長 次に、お諮りいたします。本日、最高裁判所中山総務局長、金築人事局長、白木刑事局長、安倍家庭局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○武部委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。日野市朗君。

○日野委員 例年のとおり、ことしも定員法の審議ということになりました。今までの審議を見てみますと、これは年中行事みたいな、若干の質疑をして、我々は不平不満をここで並べて、何で最高裁、もつと積極的に人をふやさぬのだという思いを抱きながら、毎年、それでもまあ最高裁のおっしゃることだから賛成しようかというようなことで賛成をしてきたんですね。今までの審議を見てみますと、まことに定員というのはいくらようりようたる増加でございます。平成七年なんか十二人、去年でやると三十人というところだったわけですね。ところが、ことしは違います。ことしは七十人の定員の増加、こういう

うことなるわけでありませぬ。この七十人の増加というのは例年に比べて非常に大きい増員でありますから、これについていろいろの問題点というのは出てまいります。いろいろな憶測も出てまいります。

そこで、まず裁判所に何うことにいたしたいと思ひますが、こういふ七十人という定員増、これによつて来た理由といひますか、それをまず聞かせていただきたいというふうに思ふんです。これは、恐らくは大蔵省の主計局あたりではかなり問題にはなつたんだらうと思ひますが、主計局の意見は主計局の意見として、裁判所としてこの七十人という定数の増加をこの法律で求めるといふ理由を聞かせてください。

〔委員長退席、杉浦委員長代理着席〕

○中山最高裁判所長官代理者 お答えいたします。近時の社会経済状況を反映して、委員も御承知のとおり、裁判所に提起される事件は全般的に増加しており、特に民事事件が著しい増加を示しているところでございます。

このような事件数の増加を踏まえて裁判所では、ここ五年間について見ましても十二人、十五人、二十人、二十人、三十人、合計九十七人の判事補の増員をお願いし、これを実現してきています。ところでございますが、本年の七十人という増員につきましては、このような事件増嵩を踏まえるとともに、委員も御承知のとおり、新しい司法修習制度が実施され、本年、平成十二年度は四月期と十月期に二期分の司法修習終了者から新任判事補を採用することから、判事補七十人の増員をお願いしているところでございます。

○日野委員 五年間で九十七人ふえたのでございますという話でございますね。これじゃどうにもならぬのです。事件数の増加、それからその内容が難しいものになつてきましたね。それから、法廷に出ない、いわゆるワ号事件とかそういう事件でなくても、これは随分ふえていふと思ひま

す。刑事部についてはいろいろ、令状担当の裁判官の不足もありますし、そのほかに破産事件であるとか執行事件の増加とかいろいろ事件数が増加しているのは、これはよくわかります。その割には何ださつぱり積極的に取り組まないではないか、こう我々は言つてきたわけですね。そういうざつと一連の流れがあつて、それが急にことしは七十人の法律を出すということになりました。

結構じゃないかと思ふんだが、この七十人がふえるというのは、二つの期がことしはダブルで卒業するわけですね。これも私はその事情はよく存じています。ただし、事件の増加、それから事件の複雑化、困難化、こういった問題はもうざつと同じ流れで続いてきているんであつて、ここで七十人を出すと、これはダブルで卒業生が出るということのほかに、何かもつとほかの理由があるんじゃないか、私は実はこんな感じがするんですね。

時間も余りないので端的に申し上げましょう。実は、今司法制度について大改革をやるために審議会を設けて審議をしていただいているわけですね。そこで大きなテーマになるのは、一つは審理の促進、これは一つの大きなテーマですね。それと同時に、もう一つは法曹一元の問題が大きなテーマなんです。法曹一元という場合は、これは非常に大きなテーマであつて、前回の臨時司法制度調査会、臨司の意見書では、これは周辺の状況を判断すると非常に難しい問題だからということであつて先送りになっているわけですね。

私は、キャリアシステムに対する裁判所の考え方というのをひとつまず聞いておきたいと思ふんです。法曹一元とキャリアシステム、これは質問通告は実はこういうふうなまともなやらないかと思ふので、非常に政治的な絡みもありお答えにくいと思ふが、明敏なお二人がここにいらっしゃるの、この法曹一元に対する考え方、キャリアシステムというのの好ましいものと考えておられるのかどうか、そこをちょっと聞かせていただかせせんか。個人的な考え方もいいや。

○金築最高裁判所長官代理者 大変大きな問題でございます。御承知のように、法曹一元につきましては、臨時司法制度調査会、かつてございまして、ここで、「法曹一元の制度は、これが円滑に実現されるならば、わが国においても一つの望ましい制度である。」ということも述べております。私もその点についてはそうであらうといふふうに考えておりますが、ただ、同時にこの意見書は、「この制度が実現されるための基盤となる諸条件は、いまだ整備されていない。」としておりまして、幾つかの条件を挙げているわけでございます。

そこで、現時点で重要なことは、やはりそういう諸条件が現時点で、現状でどうなつておるかということもできるだけ客観的な姿勢で分析、検証するということが一番重要なことではないかといふふうに思つておる次第でございます。

○日野委員 私の危惧として申し上げる。裁判所というのは、これは言うまでもなく、やつてい仕事、大体、司法の仕事というのはいり回顧的なんです。そして、そういう仕事に携わつておられると、やはり一つの制度に対してとる態度というのは保守的にならざるを得ないんだらうと思つておるんです。そして、キャリアシステムというのには、その中に入った人たちにとつてはまことに居心地のいいシステムだらうと思ひます。これは、裁判官を今や玉に上げて言つておるよですが、警察の世界でも同じですね。それから弁護士の世界だつて、ここにも弁護士が随分いますけれども、やや似たようなところがあつて、大体法曹の世界というのは保守的なところがあるんだらう、大きな変化を遂げていくことに對して臆病であるといふことは言えるんじゃないかと思ふ。

それで、私の危惧といひますのは、裁判所が非常にそのキャリアシステムに執着をする。しかし、どうもかなり大きな声で法曹一元といふものも叫ばれている。そうすると、さつき金築さんがお話しになりましたね、法曹一元については、望

ましい制度ではあつても基盤になる条件が整つていない。では、その基盤になる条件の中で大きなものは何だらう、こう考えてみるわけですね。すると、キャリアの裁判官、この人たちをどういふふうに出遇していかうかということが非常に大きな問題点になつてまいります。

さて、今この審議会で司法改革が論点になつておりますが、その中で、法曹一元を阻害する条件というのはキャリア裁判官の出遇でありまして、これが今も従来のとおり細々と増員が続いていくのであれば、それは乗り越え得る障害にはなるんだ。ところが、今度みたいに七十人ばんとふえますね。そうすると、これは大変だといふような感じも私はするんです。これは一番最後のところでまた聞きますが、裁判所としてそういう意向をお持ちなのかどうか。これは、ちよつとここで何うのは酷かなとも思ふんですが、私もそういう危惧を抱いておるということについて感想をどうぞ。

○中山最高裁判所長官代理者 今回の増員は、先ほどもお話し申し上げましたとおり、近時の事件数の増加に対処し、適正かつ迅速な裁判を実現するためのものであり、また、本年は、平成十二年度は特に二期分の判事補を任官という、そういう状況を受けてのものでございまして、法曹一元の議論とは全く関連しないものであります。また、その議論に影響を与えようという趣旨に出たものではございません。

法曹一元の議論が行われている限りの充実を行つていくことができないということになりますと、かえつて国民の期待、負託にこたえないといふことにもなるのではないかと、いふふうに考えておる次第でございます。

○日野委員 では、この点はまた後で締めの議論をさせていたたくことにしますが、ちよつと別の観点から伺ひましょう。七十人判事補がふえますね。そうすると、大体これは特例のつかない判事補ということになるだらうといふふうに思ひます。そうしたら、この

特例のつかない判事補をどのように使っていくのか。私は、今までの裁判所の人的な増強、物的な増強、こういった面から見て、七十人、それは吸収させようと思えば無理に吸収できないこともないだろうと思います。例えば各地裁の各部、民事何部とか刑事何部というところに判事補を二人つけてというようなことだとして考えられないことはないんだが、こんなものも、従来の裁判所の態度からいって、これはちょっと違うという感じがします。それから、令状部だとか保全部だとか執行部だとか、そういうところに人を配置していく。

これは従来から足りないんですからね。何度も、もう毎年繰り返されている議論です。裁判官が足りません、絶対数が足りないんです、こうずつと我々は言い続けてきた。しかし、これでも何とかやっていますから大丈夫でございます、こう裁判所は今まで言い続けてきたんです。絶対数が足りないんだからそこに入れればいいんじゃないかというその根本的な考え方、これは非常に安易に過ぎるので、では、どういふふうはこの判事補を使いこなしていくのですか、どういふところに配置をしていくのですか。まだ確定的に決まっておられませんと言われませんが、青写真でもいいです、ブループリントでもいいですから、どうぞ。

○金築最高裁判所長官代理人 本年十月に採用される判事補、これは司法研修の期で申しますと五十三期というふうになります、この五十三期は、基本的に、現在新任判事補を従来ずつと配してきております十三の庁、これは東京、大阪を初め比較的規模の大きな庁に配属しておりますけれども、やはり五十三期もこれらの庁に配属することを考えております。そういたしますと、ことし四月に任官した、これは五十二期ということになります、それから昨年任官した五十一期と、十月以降は三期新任の判事補がこの十三の庁にいるということになるわけでございます。

ことでございますが、この三期のうちで一番経験がある、経験を積んでいる五十一期の判事補につきましては、五十三期が来るわけでございますので、通常の合議事件の左陪席などはそういう人とかわるということにいたします、例えば複雑困難な合議事件の審理や判決起案に専念するとか、あるいは、御指摘もありましたように、破産執行でありますとか、そのほかの専門的な事件に關与してこれを担当して処理をする、あるいはさらに、これは事件処理だけでございます、今、裁判官のいろいろ専門化、そういうことが求められておりますので、研修、あるいは民間へ行つていろいろ広い経験を積む、そういう機会にも利用できればと思っております、この二期ことし採用できるということによつてもたらされる利点を最大限に生かしたい、こういうふうにご考えております。

○日野委員 地方、中央を問わず大分事件は込んでおまして、そうすると、もつと部をふやさなければいかぬのじゃないかというふうな話も聞きます。それから、そのためには裁判所の法廷の数もふやさなければいかぬのじゃないか。それから、宅調なんという制度、こういふものもやめて、きちんと勤務をして、事件処理をどんどんやっていくという物理的な条件も整えなければいかぬのじゃないか、こんなことをいろいろ考えるわけです。これについてどうですか、これから部をふやすというふうなことを考えておられますか。

○中山最高裁判所長官代理人 事件の増加等を見ながら、各裁判所における部の増設については、その必要性を勘案し、適宜これを増加させているところでございます、法廷等につきましても、裁判所の改築あるいは庁舎の新築というふうな機会に使いやすい法廷、ラウンドテーブル法廷の充実等、そういったところも努力してきています。また、宅調について御質問がございましたけれども、原則として今、裁判所においては宅調とい

うことはございません。もつとも、非常に大きな判決等で集中して判決書きを行わなければならないという場合には、そういうような場合に限つて非開廷日に家の方でそういう職務を行うということもございまして、原則として宅調ということには執務していません、全員裁判所に出てきて裁判官の通告の部分はもう時間がないからやめます。裁判官が七十人にふえます。さて、検察官はどうか。

○日野委員 今度は法務省に伺います。一番最初の通告の部分はもう時間がないからやめます。裁判官が七十人にふえます。さて、検察官はどうか。

○日野委員 三十名ですね。これは、判事補が倍以上になるにもかかわらず検察官の増員というのは少ない。司法修習生が単一の年度で二期卒業生を出す、この事情は全く同じなんです。何で検察官の増員というのはそうなるのかなという非常に強い疑問を私は持つのです。バランスがとれていなければいかぬのです。裁判官の増員と検察官の増員と、弁護士は数が多いということもありませんから、バランスをとるだけの人数はいくらでも、検察官の場合は、やはりバランスをとるという考え方がすれば、本当はこれはもつとふやさなければいかぬのだというふうには私は思っております。

特に、私が非常に危惧をしておりますのは、人員不足の弊害というか、それが出てくるのは実は裁判官よりも検察官です。検察官、検事不足で副検事さんを登用するということですね。さらに、事務官あたりに検察官事務取扱という辞令を与えてやらせているのです。これは、我々実務家から言わせてもらえば、特に、地方の支部あたりに行くと、ぞろぞろと出てくるのは検察官事務取扱

扱なんです、副検事ならまだいい。それから、地方の支部長なんかになりますとこれ副検事であったり、まあ検察官事務取扱で支部長というのはなかつたかなとも思います。

○日野委員 今度は法務省に伺います。一番最初の通告の部分はもう時間がないからやめます。裁判官が七十人にふえます。さて、検察官はどうか。

○日野委員 三十名ですね。これは、判事補が倍以上になるにもかかわらず検察官の増員というのは少ない。司法修習生が単一の年度で二期卒業生を出す、この事情は全く同じなんです。何で検察官の増員というのはそうなるのかなという非常に強い疑問を私は持つのです。バランスがとれていなければいかぬのです。裁判官の増員と検察官の増員と、弁護士は数が多いということもありませんから、バランスをとるだけの人数はいくらでも、検察官の場合は、やはりバランスをとるという考え方がすれば、本当はこれはもつとふやさなければいかぬのだというふうには私は思っております。

○日野委員 三十名ですね。これは、判事補が倍以上になるにもかかわらず検察官の増員というのは少ない。司法修習生が単一の年度で二期卒業生を出す、この事情は全く同じなんです。何で検察官の増員というのはそうなるのかなという非常に強い疑問を私は持つのです。バランスがとれていなければいかぬのです。裁判官の増員と検察官の増員と、弁護士は数が多いということもありませんから、バランスをとるだけの人数はいくらでも、検察官の場合は、やはりバランスをとるという考え方がすれば、本当はこれはもつとふやさなければいかぬのだというふうには私は思っております。

私どもの意見を求められた際にはこうした点についても大変重要な視点であるということをお申し上げ、論点整理の中にもそうした点をお入れいただいているところをございまして、今後とも、私どもはそうした私どもの考え方というものをしっかりと主張してまいりたい、こう考えております。

〔杉浦委員長代理退席、委員長着席〕

○日野委員 ぜび、こは頑張つてもらわなければいかぬです。裁判所を見習ってください。いや本当に、裁判所が今度ふやしたというのは英断だと思ふのですよ、私は危惧を持ちながらも非常な英断だと思ふ。ひとつ法務省も、これは非常に大事なことですから、何とつたつて治安がいいということは、法的秩序が守られているというの、これは日本が世界に誇り得ることです。この誇りに傷をつけないようにお願いしたい。

次に、文部省に伺います。

今、法曹不足というのは非常に悩みの種でして、弁護士は、さつき数は多いと言つたけれども、決してこれだつて私は多いとは思わない。現実に、我々細かい事件の相談を受けるのですよ。私は、もうこんな国会議員なんかやっていますから、法廷にはもちろん立ちません。ただ、私が弁護士だということを知られている人が来まして、いろいろ相談をして、だれかいい弁護士さんを紹介してくれませんか来て来るわけです。そうすると紹介しますが、今、実に困ることが起きています。小さい事件についてだれかを紹介しようと思つても引き受けてくれる弁護士さんがいない、これは深刻な問題です。何か少額裁判制度なんというのできたりなんかして、随分いろいろ裁判所の方でも努力はしておられるようだけれども、とにかく、弁護士も不足です。法曹の人口をふやさなくちゃいかぬ、これにはいろいろ異論があると思ひますが、私は、断固として法曹の人口はふやさなくちゃいかぬ、こう思つております。

そこで、いろいろな考え方がありまして、ひとつロースクールを活用しようという、ロースクール制度というものについていろいろ検討が行わ

れています。私も、ロースクールというのは一つの魅力的なシステムであろうというふうに思ひます。何しろ、現在、司法試験になかなか受からないうというので、みんな予備校に行つていてるわけですから、司法試験のことばかり夢中になつて勉強して、そのほかのことはろくくすつば勉強もしない、経験もしないという人たちがかなり多いというふうには、これは風のうわさで私も聞きます。そしてまた、大学院なんか、これは予備校化しているという指摘もあるわけです。

私は、こういう状態では絶対にかぬ。法曹というのは一の法的知識と九の一般の常識である、何か昔、偉い法律学者がそんなことを言つたということ、私、何か頭のどこかにひっかかっているんですが、確かにそれははつきり言えることだろつと思ひますね。ですから、法曹養成のための機関というのが今から大きく変わらないうと、良質の法曹を輩出していくことにはならないうと思ひます。

そこで、みんなが目をつけているのは、四年制ではとても足らぬのだ、四年制で司法試験に受かるだけの法的勉強と、それから本人の質を高めるための一般的な勉強、これが足らぬのだということになると、どうしても大学院というところに行くわけですね。

そこで、ちよつと文部省の考え方を伺ひました。いんですが、ロースクールということ意識して大学院の制度というものを考えたことがおありになるかどうか。どうでしょう。

○佐々木政府参考人 今後の大学院のあり方といひましては、教育研究の質的向上と相まって、研究者養成のみならず、高度専門職業人の養成の役割を重視した大学院というものを考えていくことが必要であるという観点に立っております。

そういった観点から、大学院修士課程におけるこれまでの高度専門職業人の養成、これについてはさまざまな御意見もあるわけでございますが、それを充実することあわせて、さらにこれを推し進め、特定の職業等に従事するのに必要な高度

の専門的知識、能力の育成に特化した実践的な教育を行う大学院修士課程、これを専門大学院と称しておりますが、この設置を行えるようにしたところでございまして、ここにおきましては、その目的に即した質の高い教育研究を確保することといたしております。

ただ、この専門大学院につきましては、ロースクールというものは現在その対象といたしておりません。このロースクール構想につきましては、御指摘のように、社会的法的ニーズが飛躍的に増大しているということもございまして、法曹の質量両面の強化が求められるわけでございまして。その要請にこたえるためには、幅広い教養、柔軟な思考力、法律に対する体系的理解を身につけた質の高い法曹が必要なのでございまして。

そういった観点から、法学教育を改革し、法曹養成に特化した高度の実践的教育を行ういわゆるロースクール構想につきましては、文部省におきまして、別途、平成十一年二月に、法学教育の在り方等に関する調査研究協力者会議を発足させ、現在、鋭意検討を進めておるところでございまして。

○日野委員 現在、国立大学がかなり積極的にこのロースクールを意識した大学院改革をやっているというふうには私は理解をしてるわけでありまして。東大とか九州大学なんかでは、そういった法曹の教育というのについて、特にロースクールを意識した大学院の編成を試みておられるようにも聞いているのです。

つまり、大学院の場合は、研究と教育という二つのことを別々に大学院としてやっていっていいのかわるか。それからまた、専門大学院といふことについて、文部省の方針としては、兼任を認めない相当数の専任教員の確保、三分の一の実務家起用というようなことを基準として挙げておられますね。こういう基準はどうなるのか、ちよつと教えてください。

○佐々木政府参考人 ロースクール構想につきましては、現在検討を進めておるわけでございまして

が、その際、法的基礎知識の体系的な教育とともに、より実践的な教育の実施が求められるわけでございます。

そのためには、十分な数の専任教員の配置と一定数の実務経験を有する教員の配置といったことが必要であると思つてございまして、具体的に教員配置のあり方をどうするか、あるいは教育研究体制をどうするのかといったことについては、先ほど申しました協力者会議において、現在、司法制度改革の論議も他方にございまして、そういった論議なども念頭に置きながら検討を進めているところでございまして、ロースクールにおける教育のあり方については、現在、文部省として具体的な成案を持っておりますのでございまして。

○日野委員 実は、これは国立大学と私立大学で考え方がかなり違つたりなんかしてしまつて、そして教員の配置の問題なんかではこれは教育界の方で、大学の中でかなり混乱を起している、ロースクールということをきちんと念頭に置きながら大学院のあり方というものをちよつと検討してみることがあるんだらうというふうには私は思つておりますが、そういうお考えはありますか。そうでない、大学の研究者や何か非常に気の毒です、あしたらしいのか、こうしたらいいのか。

何しろ、ロースクールを出ても一応の試験、司法試験のような試験というのにはなればならぬのだらうし、大学で実務まで教え込むということには不可能だ。とすれば、これはやはり合格者に対する研修と現在の修習、こういうことも視野に入れないながら一つの大学院システムのようなものをつくらないとまずいだろうと思ひます。そして、ある程度文部省なんかもちきんとそれに入り込んで方針を示してやらないと、システムは現実に司法改革の方向性が出たに於いて、もう教育体制の方が追いつかないなどということになると思ひますので、そういうことをせひややつてもらいたいと思つたんですが、どうですか。

○佐々木政府参考人 賜りました御意見につきましては

しては、文部省といたしましても貴重な御意見として受けとめてまいりたいと考えておりますが、現在は、法学教育の在り方等に関する調査研究協力者会議において、司法制度改革審議会の動向なども踏まえながら、ロースクール構想について検討を進めておるところでございます。引き続き積極的に対応してまいりたいと思っております。

○日野委員 試験の問題それから修習の問題等ありまして、これは文部省だけで考えていたってだめなんで、裁判所とか法務省とか弁護士会とか、そういうところともきちんとした打ち合わせをする。もちろん大学、これは国立大学のみならず私立大学も含めて、いろいろ協議をした上できちんとした結論を出していただきたいと思う。そうでありますと、やはりまずいことになつちやいますので、これは文部省は今までどおりの教育のことを考えてりやいんですというわけになかなかいきませんから、ひとつそこいらは、いろいろな機関との協議の上でそういう検討を進めますというのをちよつと約束してもらいたいです。

○佐々木政府参考人 ロースクール構想は、法曹資格のあり方や司法試験制度あるいは司法修習制度と密接な関係有しております。そんなわけで、法曹養成制度全体の枠組みの中で検討する必要があります。

したがって、文部省といたしましても、法務省、最高裁判所等との十分な連携のもとに、現在、司法制度改革審議会の審議もあるわけでございます。そういった動向なども踏まえながら、大学、大学院における法学教育のあり方について積極的な検討を進めてまいりたい、十分連携をとって対応してまいりたいと考えております。

○日野委員 では、また裁判所にいろいろ、今度は少し裁判所との議論にならうかと思つていただけます。先ほど金築さんでしたか、法曹一元について一応の見解をお述べになった。

私は、日本の司法制度は、これは大陸的なもの、それから、特に第二次大戦以降のいろいろな影響から、これに英米法的な、特にアメリカ的な

物の考え方というのが入つてきて、非常に混在しているんだと思うんです。歴史は、かなりヨーロッパ的なものを踏まえて現在のキャリアシステムなんというのにはでき上がっているわけですが、しかし一方で、アメリカの物の考え方というのは非常に強く浸透してきております。

実は法務委員会も、去年、フランスの司法制度について勉強をする機会がありまして、行ってまいりました。私もフランスの大審院の法廷を見せたいだいた。そうしたら、私はびびりしたんですが、日本じゃちよつと考えられないんだが、法廷の机の上にもう何件分もの一件書類がずつと並べられて、倉庫がわりになつちやっています。倉庫がわりだと言つたら失礼かもしれないませんが、向こうの大審院の方々も、いや実はもう訴訟がたまつてたまつて、書類の置き場に困つてこうやつておられるというような説明もしておられたんです。

やはりもつと事件をきちんと処理をする、彼らがきちんと処理しないなんということを言つていくわけじゃありませんから、もう今はフランスの話は忘れていただいて、事件を処理をするというときに、事件をもつとダイナミックなものとしてとらえるという考え方というのは、私は必要だと思つておられます。現に事件というのは、もう死んでしまつたのを今いい悪いのといつては、決して、今この局面をどう解決していつて、そしてそれをどのように生かしていくかという観点というの、これからの司法に必要なんだというふうには私は思つておられます。

それから、いろいろな価値観がありますが、特に一般の庶民的な価値観といつて、人権を擁護するといふきちんとした価値観といふものが司法制度の中に生き生きと生きていかなければ、司法そのものがやがて活力を失ひ、国民からの信用、国民がそれに頼らうという気持ちをなくしていくわけですね。現在、日本の経済界が特にこのことは強く意識しております。もう時間がかかり過ぎるではないか、現在の訴訟の結論が

出るときにはもう事態はすつと前の方に進んでいつておられる、こういう事態が起きるのです。

私は、そういった目から見て、もつといろいろ私の見解を披瀝すればいいところですが、もう時間がかかるといふことになりましたので私の結論だけ言わせていただくと、法曹一元の制度というのは、これが現実採用されればそういう点でも非常に光つてくると思つておられます。

ただ、そのときに、裁判所がその前に立ちほだかるような態度は、これはとつてはいけなないだと思つておられます。そして、さつきもおつちやつた法曹一元の基盤となる条件といふものの中に、キャリア裁判官の数がふえていくということ、これは、裁判所が意識するとしなにかかわらば、そういうキャリア裁判官がふえていけばいいほど、法曹一元といふのはやりにくくなるという現状がございます。

ですから、来年はもう卒業生は一つの期だけで、来年はどうするつもりか、私はこれだけ最後に聞いて、終わります。

○中山最高裁判所長官代理者 次年度につきましてもどうするかといふことは、今直ちにはお答えできませんけれども、事件の増加傾向がどうなつていくかといふようなことを踏まえながら、現状に安住することなく、なお一層迅速な裁判を実現するといふ観点から、今後とも必要人員の確保に努めてまいりたい、こういうふうにご意見を伺つておられます。

○日野委員 終わります。

○武部委員長 坂上高男君。

○坂上委員 坂上でございます。

まず、定員法案について質問をさせていただきます。お聞きをしたいと思います。

日本弁護士連合会が二〇〇〇年の二月十八日に「法曹一元の実現に向けての提言」といふ文書を発表されております。この中に、私は的確な指摘なんじやなからうかと思つておられますが、一つはお聞きをしたいと思います。

全体はもちろんお読みいただいております。二ページに「裁判の質」といふことが書いてあります。「官僚裁判官は、」こう書いてあります。その第一に「法に基づく定型の、形式的な事件処理に重きを置くあまり、事実の把握が表面的になり、具体的な事実関係に迫つてそこから法そのものを吟味して、法にアップ・トゥ・デイトな生命力を与える」ともに具体的な妥当な事案の解決を図らうという姿勢が乏しくなる。第二に「行政官庁などに親和的な態度をとりがちになる。」「こういう指摘をしておられるわけでございますが、これはもう当然な指摘だと感じておられるわけでございます。

それから四ページでございますが、「裁判のあり方」といふところの四行目あたりにこう言つておられます。「たとえば、司法は、国民に開かれておらず、遠い存在になつておる。これは司法制度改革審議会の論点整理の中の一つだと思つておられます。それから、「司法は分りにくく国民に利用しづらい制度となつておる」といふ声がある。これも昨日今日に始まつたことではない。

今から五十年以上も前に、当時の大審院判事は、「私は現在の裁判所が民衆から遊離していることを今更のやうに嘆息する。大抵の人は裁判所といへば、怖い顔を以て臨む近づきがたい所としか考へていないのだ。これは封建時代から民衆に植えつけられた考で一朝一夕のことではないが、裁判所構成法が行はれて五十年の今日、なほこの思想の去らないのは、裁判所の方にも反省すべき多くのものが存する。」「三宅正太郎先生の「裁判の書」でございます。こういうふうにはやり書かれておられます。

そこで、七ページにこういふふうにあります。「これからの裁判制度の概要」といふところに、七ページの(三)の最後の四、五行でございますが、「現に官僚的な者が裁量性を介在させて行つた裁判には、地域住民の負託あるいは信任を受けてこれを行つたといふ要素はない。ましてそこに陪審制など「司法参加」もないのであれば、

そのような裁判によつて新たに打ち出されたルールに地域住民が納得しうる実質的な根拠を見出すのは困難である。民主的な正統性を確保するための制度的保障が是非とも必要とされる所以である。」といつて、現状の裁判と裁判のあり方についてそれなりの提言をなさつておるわけでござい

ます。これは簡単で結構でございますから、最高裁はどのようにこういうことを受けとめておられますか。

○金築最高裁判所長官代理者 この日弁連の提言、大変詳しいものでございますので、一々、個々の論点を取り上げますとちよつと時間がございせん。簡単に大ざっぱな感想を申し上げますと、この提言は、キャリアシステムについてはいろいろ考ふる欠点を強調しておられる。他方、法曹一元の方については、理念としての長所を専ら述べておられる。そういったふうに見方をしておられるように思つております。

ただ、世界各国でキャリアシステムをとつてい

る国というのは少なくないわけでございまして、この二つの制度にはそれぞれに長所もあれば短所もある、そういうものだといふふうに考えます。そういう意味合いから申しますと、この提言は制度を客観的、実証的に分析する姿勢には乏しいように感じております。

○坂上委員 今の御答弁について意見は申し上げます。それから、今度は八ページにあります「法曹一元の基本構想」、特に「法曹一元の制度構造」についてでございますが、簡単に言いますと、「裁判官の任用資格を弁護士となる資格を有する者で裁判官以外の法律職務に相当期間従事した者とする。」それから「選任方法 裁判官に指名される候補は国民・地域住民に基盤を持つ裁判官推薦委員会の推薦を得た者に限ることとする。」「運営制度 裁判官等の人事をふくむ司法行政を地方分権的に再編成し、かつ、各級裁判所事務局は裁判所

の管理運営機能のみを保有することとする。」「人事制度 裁判官の昇任制・昇給制など官僚的人事制度を廃止することとする。」そして、その移行期間を「二〇一〇年をもつて新規の判事補の採用を中止することとする。」こういうふう書いてあつて、これは確かにアメリカの裁判官制度からもきているんだろうと私は思つておるわけでございまして、やはり私たちにとつては想像できないような新しい提言であることは間違いない。しかし、これはやろうと思えば、意識の問題ですから、できないわけでもないであります。

この辺、本日の裁判官の増員問題と絡まつてこれから大きく影響してくるところでございますが、まず、最高裁はどういうふうなお考えにあるのか、それから、法務省とされましても、こういう観点はというふうにお認めをいただいておりますか、これは所管で結構でございますから、御答弁ください。

○金築最高裁判所長官代理者 この「法曹一元の基本構想」で示されておりますところは、ただいま委員が御指摘になりましたけれども、この構想につきましても、抽象的な構想としてはともかくといたしまして、具体的な実現可能性といった点につきましても、どうも検討とかをしたところについて説明が十分ではないんじゃないだろうか、その辺がわかりにくいように思います。

御指摘ありましたように、提言では二〇一〇年をもつて判事補の採用を中止するということになっているわけでございますけれども、これはいわゆる法曹一元の基盤の問題で、弁護士の地域偏在の是正であるとか、弁護士活動の共同化の推進といったいろいろな諸条件、基盤があるわけでございまして、年度までどこまで進むのか、そういった点が必ずしも実証的に検討されてはいないのではないか、そういうふうにお考えを申し上げます。

○日井国務大臣 法曹一元の問題につきましても、かつて昭和三十九年に臨時司法制度調査会から意見書が出されておりますが、これが円滑に実

施されるならば一つの望ましい制度であるとしても、これが実現されるための基盤となる諸条件がいまだ整備をされていないとされたところでござい

ます。しかしながら、委員御指摘をいただきました日本弁護士連合会の提言を初め、司法制度の改革につきましても、各界の提言等にもこの制度について言及するものが少なくございません。昨年末には、公表されました司法制度改革審議会の論点整理の中に法曹一元というものが審議項目として挙げられておるわけでございまして、同審議会にお

きまして、各方面からの御提言も踏まえまして幅広い観点からの調査審議がなされているものと承知をいたしております。私も法務省といたしまして、広く国民的見地に立ちまして、充実した審議がなされるように協力してまいりたいと考えております。

○坂上委員 これからいろいろ意見の開陳があり、論争があり、そして、どうあるべきかということの結論が出てくるんだろうと思つてござい

ますが、やはり私は、こういう提言は極めて重大であり、大変意味のあることだと思つておりますので、ぜひともその提言が実現するように期待をいたしておるのでございます。

次に、私は、新潟県警の女性長期監禁事件について質問をさせていただきます。この問題は、私は二月十八日の法務委員会で質問をさせていただきました。その後、ずっと予算委員会、分科会、決算あるいは地行等でも質問を続けてまいつておるわけでございます。しかも、まだ時間が足りませんで、まだまだこの問題について指摘をし提言しなければならぬ問題が相当たくさんあるわけでございまして、以下、私は、この問題について、今度は検察といふか法務の立場、あるいは裁判の立場でも少しお聞きもしなければならぬと思つておるわけであります。先般も申しましたが、この事件は、私の町三条で起きた不幸な事件でございます。被害者になられた女性の方には一日も早い御回復もお祈りを

しておりますし、また、御親戚、御家族には本当にお見舞いを申し上げます。一日も早く心がいやされますことも念じておるわけでございます。きのうは決算委員会で、国家公安委員長は責任をとりなさいと私は言つておるんでござい

ます。また反面、この女性復帰にかかりまして、私の町三条市が全国に回復のための募金を、地方自治体が始めました。私は、もうこれは明らかな捜査ミスでもあるんだから、国家賠償の対象でもあるんだ、したがって、新潟県もそれから国も、どうのこうの言わないで、本当にこの被害者の立場に立つて、回復のためのあらゆる援助、いわゆる国家賠償法を上回る以上の御支援をされるべきだということのきのうは最後の結びで申し上げました。国家公安委員長は、このことは御指摘のとおり私からも警察庁に申して対応をしたいと思います、こういうふうにもおっしゃつておるわけでござい

まして、ぜひこれはまた皆様方からも御協力をいただかなければならない問題でもあるわけでござい

ます。そこで私は、今度はいわゆる法務の立場、いわゆる検察の立場と申しますか、裁判所の立場、それから少し残つておりますところの警察の立場を問題点としてまず指摘をしたいのであります。

この事件は、三月三日に、新潟地方裁判所にいわゆる未成年者略取それから監禁致傷という罪名でもつて起訴されました。この事件というのは一体、合議制になるんでございまして、また、方法はどうかでございまして、

○白木最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。お尋ねの事件は、三月三日に略取、逮捕監禁致傷の罪で新潟地裁に公訴が提起されております。本件は、本来は単独裁判官によつて審理される事件でございますが、三月六日に合議体で審理、裁判する旨の裁定合議決定がなされたということでございます。したがって、この事件は合議体で審理がなされることになりました。

○坂上委員 そうですか。それは私知りませんで

した。

その次に、いわゆる罪名が二つあります。未成年者略取と監禁致傷でございますが、この犯罪の開始といえますか、着手といえますか、この時期と、犯罪の終了の時期はいつになりますか。

○古田政府参考人 二つの罪名がございます。それについて申し上げますと、公訴事実によりまして、被告人は、平成二年の十一月十三日の午後五時ごろ、三条市内においてこの被害者の女の人に對しナイフを胸部に突きつける等の行為をしたという事になりまして、これが略取の着手時点ということになりますので、引き続きまして、その女性を自動車の中に入れて押し込めて、柏崎市内まで連れていった。その後、本年の一月二十八日の午後二時ごろまで柏崎市内の被告人方に監禁していた。したがって、一月二十八日午後二時ごろということが監禁罪の終期ということになるかと考えられるわけです。

なお、略取については、特に終期というのは公訴事実の中では明示してございません。それにつきましては必要があれば公判で明らかにすることと思っております。一般論として申し上げますと、略取と申しますのは、暴行等の有形力を使いまして自分の実力支配下に置くということが要件でございますので、実力支配下に置くという事態が生じますれば、そこで犯罪が完成し、終了するということになるわけでございます。

○坂上委員 この起訴前にこういう報道もなされたんですね。未成年者略取は長期五年以下である、したがって、長期五年だと時効になっているんじゃないかと。こういうので、この点が起訴になるかどうかということが一つ注目をされたところでございます。

しかし、檢察の方は略取を起訴されました。起訴されたとするならば、この略取は、自動車のトランクの中に押し込んだそのときから略取行為があったんでしよう。またあわせて、ここでもまた監禁行為もあったんでしよう。だから私は、着手は両方にあったということについては結構なんで

ございます。

もう一つは、終了でございますが、略取の終了は一体、被告人の自宅の二階に監禁したそのときをもって略取が終わって、監禁がずっと続いて、発見されるまでが監禁だ、こうなりまして、そこで略取の方は、同じく監禁によって切りかわったんじゃないかと、略取はずっと、発見されて保護されるまで続いているんじゃないかと。

したがって、私は、自動車の中に押し込められたそのときの着手は未成年者略取であり、それから監禁の着手。しかし、自宅に押し込めたときは、略取はそのまま継続してございまして、逮捕監禁もそのまま継続して、発見されるまで終了しなかつた。したがって、略取と監禁罪の着手、犯罪の開始と終了は同じなんじゃないかと、こう思っておりますが、この点はいかがなんでしょうか。

○古田政府参考人 詳細は必要に応じて公判で明らかにすること考えますが、若干一般論的に申し上げたいと思っております。

ただいま委員御指摘のような考え方、こういうことも確かに一つの考え方としてないわけではございません。ただ、一般的な理解と申しますと、略取は、先ほど申し上げましたように、暴行等によりまして被害者を自分の実力の支配下に置くというところで完成し、そこで終わるというふうに考えられております。一方、監禁は、ある特定の場所から被害者の方が脱出できないような状態にして、それが続いている間続いているというふうな理解されております。

そこで、冒頭、時効の話もございましたけれども、本件の場合につきましては、檢察当局におきましては、未成年者略取と逮捕監禁致傷、この行為に重なるところがございます。その意味でいわれる観念的競合という関係になる、観念的競合になる場合には、その時効の完成日は最後の犯罪の、この場合は監禁ですけれども、その監禁が終了した時点から起算されるというふうな考えたものであろうと承知しております。

○坂上委員 檢察の御主張はわかりました。

そこで、まだこれは問題があるのですが、御存じのとおり、この発見のことについて虚偽発見をした。これは、犯罪の終了はいわゆる被告人の自宅なのでございませうね。しかし、警察発表は、その後一時間半くらいたつたから病院で発見、保護した。そうしますと、犯罪の終了としては病院だ。そして実際は自宅であった。こういう点において、その差は確かに一時間半でございますが、犯罪の終了時において認定の問題で法律上非常に問題があるわけでございます。

これがいわゆる虚偽発見だといって大きな問題になったのですが、法律的にはこういう問題だろうと私は思っているのです。この辺、病院でもって終了したということにはならぬと私は思っているのです。自宅でもって監禁から解放された、そのときをもって犯罪の終了だ、こう思っているのですが、これは檢察の方ではどうですか。

○古田政府参考人 これもまた、詳細につきましては必要に応じて公判で明らかにされることとなると思っております。いずれにいたしましても、実質的に監禁状態から解かれる、本人にとつて行動の自由が回復する、その時点をもって監禁が終了したということになると思っております。

なお、警察御当局の当時の御説明につきまして、私は詳細は承知してはおりませんが、必ずしもその時点までこの女性が行動の自由が制約されていたということをおっしゃっているのではないのではないかと感じを持っております。

○坂上委員 これは局長、やはり認識が少し浅いんじゃないかと私は思います。病院で保護したと言っているのです。保護というのは解放されたということなのだろうと私は思っていますから、これは指摘だけしておきます。御答弁は求めません。病院で保護した、こう言っているのですよ。だから、保護というのは犯罪から救出をした、こういうことだろうと私は思っております。これは指摘だけしておきます。

さて、そこで、これもまた大事なことなのですが、今の御答弁を聞いておきますと、観念的競合一罪だ、こういうような御答弁のようでございます。これに對立という方もう一つの考え方として、併合罪という考え方があるわけでございます。どちらかということはこのから議論させてもいますが、もし併合罪であるとするならば、この長期は十五年になるのだからと思っております。観念的競合一罪とするならば十年だと思っております。これが一般論としての質問ですから、御答弁を。

○古田政府参考人 御指摘のとおりでございます。○坂上委員 さて、そこで、私は、やはりこの事件は併合罪でいいんじゃないかと。と申し上げますのは、車のトランクの中に入れて、自分の実力支配に入れた、こういう犯罪行為と、そしてそれを自宅まで連れていって、自宅の二階の小さい部屋のまた一部分にだけ、出たはならないという監禁行為を続けたんじゃないかと。そうだとすると、やはり罪名は二つあり、事件としても併合罪なんじゃないかと私は思っているのです。これをいわゆる観念的競合一罪である、こういうふうなお考えなのでございますが、この辺、少し納得できるように御説明いただきたいと思っております。

○古田政府参考人 一般的なお答えになりますけれども、先ほど御説明申し上げましたとおり、科刑上一罪、いわゆる観念的競合と申しますのは、一個の行為で二個以上の犯罪に触れるという場合という事になっておられるわけでございます。したがって、略取の行為と逮捕監禁の行為、これが行為として重なっている場合には、法律上は観念的競合ということになるわけでございます。これに反しまして、その二つの行為が重なっていない、全く別に行われたということになりますと、御指摘の併合罪ということになるわけでございます。

○坂上委員 裁判所の判断をまつということになるのでございませうか。この女性は九年二ヵ月、まさに監禁、本當に言いたい苦しみの中

九年二カ月なんですね。もしこれが観念的競合一罪ということになりますと、長期で十年なんですね。仮に法定減輕ということになりますと、なるかならぬかわかりませんが、九年二カ月以下になるおそれもあるのです。非常に、私が接触しておる市民の方々には、坂上さん、少なくとも九年二カ月以上の処罰がなされなければならぬわな、こういうお話があるわけでございます。今言ったような条件を考え合わせますと、大変気になる部分でございますが、刑事局長として何か御意見はございますか。

○古田政府参考人 量刑につきましては裁判所の御判断になることでございますので、私どもの立場から申し上げることは適当ではないと思っておりますが、いずれにいたしましても、検察官といたしましては、事案の実態に見合った適正な量刑の実現に努めることと信じております。

○坂上委員 今度は警察庁にお聞きをいたしまし
新潟県警察をめぐる事案に関する報告書、三月七日付の書面でございます。これを見ますと、この中に、十一ページ、「五 被疑者の母親からの相談への対応」、こうありまして、息子が暴れることから、平成八年に柏崎警察署に相談したということとを今捜査本部で述べられているようでございます。そこで、この相談の防犯相談記録でございますが、相談を受理した場合に記載することとされておる防犯相談記録簿の保存期間は五年であるが、平成七年から平成九年までのもの三年分が、保存期間が経過していないにもかかわらず存在しない。当時から現在までの間の同署生活安全課在籍者から事情を聴取したが、これらの防犯相談記録簿の取り扱いについて記憶している者はいない。

「今後の対応」というところが大事なんですが、「記録等が存在しないことから詳細は不明であるが、柏崎警察署は被疑者の母親から被疑者に関して困りごと相談を受けたものと認められ、この相談に対し、事実関係を詳細に聞くなどの対応をし

ていればその時点で被害者を発見、救出できた可能性があり、誠に残念である。警察庁は、今後とも、相談者の立場に立って「云々、こう書いてあつて、なくなつたことについて、どうやってこの責任を追及し、発見のための努力をするか」ということはここに書いていないのです。もうなくなつたからしようがないじゃないか、今後気をつけますわ、一生懸命やりますよという程度の報告なんです。これは、この間も私は申し上げたのでございますが、いわゆる公用文書なんです。しかも、この中に、この母親は多分、相談に行つたとき、二階に何か女性の声が目撃します、知らない女性がいるかもしれないというところは、これは私の推測ですが、おっしゃつたのだから私は思つております。そのことも書かれておるのだから私は思つておるのです。だからがゆえに、全く神隠しのようにこの前後三冊がなくなつておるのだから。一冊だけなくなるとこれまた格好も悪うございまして三冊なくなると、いたんじやなかるうか、そんなような感じがしてなりません。

○坂上委員 局長、この記録は公用文書なんだというごとの御認識はございませうね。
○黒澤政府参考人 おっしゃるとおりでございます。○坂上委員 これは一人で無い上がつてなくなるというごとはないですね。何らかの形の作為があつて、どこかにあるけれども今見えないのか。どうも最近見えないのではなからうかと私は思つておるのです。しかも、母親がそういうようなことを言うたことはそこにもメモられているのではなからうか。そんなことから、これが出たら大変なことになるといふようなことから、前後三年分が見えなくなつておるのではなからうか。

○黒澤政府参考人 紛失いたしております防犯相談記録簿でございますが、生活安全課内にも倉庫の方にも保管整理をしておりますので、そちらの方につきましても、繰り返し繰り返し人をおかして捜索をいたしております。そしてまた、当時の生活安全課員はもろんでございまして、現在の署員あるいは他課の者、こういった者からも事情を聞いておる状況でございます。

遺恨ながら、現時点におきまして発見には至っておりません。紛失の経緯が不明でございます。事実関係を解明いたしました上、その責任の所在というものを明らかにした上で対処したいという報告を受けておることでございます。

それから、母親からの相談の内容についてお話でございます。母親からの相談を受けた署員が判明いたしておりますので、お尋ねのようなお話があつたかどうか確認できていないところであるという報告を受けておることでございます。

いづれにいたしましても、この防犯相談記録簿は個人のプライバシーにもかかわる重要な書類でございます。今後、整理保管等につきまして万全を期すよう全国都道府県警察を指導してまいりたい、かように考えておることでございます。

○坂上委員 局長、この記録は公用文書なんだというごとの御認識はございませうね。
○黒澤政府参考人 おっしゃるとおりでございます。

○坂上委員 これは一人で見えなくなるというごとはないですね。何らかの形の作為があつて、どこかにあるけれども今見えないのか。どうも最近見えないのではなからうかと私は思つておるのです。しかも、母親がそういうようなことを言うたことはそこにもメモられているのではなからうか。そんなことから、これが出たら大変なことになるといふようなことから、前後三年分が見えなくなつておるのではなからうか。

この調査は厳格に早急になされることも期待をし、御報告を待ちたいと思つております。

さて、裁判所にお聞きをいたしますが、私は、これは全部のいろいろな問題を考えますと、保利国家公安委員長は責任をとられるべきであるというごときを私は強くあらゆるところで指摘をいたしてまいりました。しかし、なかなか御理解をいたしておりません。公安委員会におけるところのことの二月二十五日のいわゆる持ち回り決裁についての、違法性があるのか適法なのかという判断の問題でございます。違法と適法と、妥当と妥当でない、これはもう法律の専門家はだれでも区別をして言うわけでございますが、なかなかほかのところでの質問は、違法と妥当というようになことを混同されてお話しになっておりました、明確になつておられぬので、法律の専門的な法務委員会においてこのことだけまず明確にさせてもらいたいと思つておるわけでございます。

この持ち回り決裁について、判例が二つあります。その一つは、浦和地裁の判例です。これはもう持ち回り決裁は無効であるという判決、大阪の方は持ち回りは有効である、こういうことでございます。

そこで、大阪のものが有効だといふふうな判示をしたその理由は、本当に特殊事情によるのです。こう書いてあるのです。本件デモの申請については、すでに三月二日の定例会議において不許可と決定した原告からの最初のデモ申請と万国博会場周辺道路を行進する点において実質的に異なるものではなく、かつ前回の不許可決定と時間的に接する、その間に客観的状況の変化はなく、また、デモ実施予定日も切迫していたのであつて、これらの事情を考慮すると、本件は同規則一条に定める「特別の事由ある場合」に該当すると認められるから、同公安委員会がいわゆる「持廻り決裁」によつてこれを不許可と決定したことは何ら手続上の違法はない、こう言つておるのです。もう接着しておる、同じことをこの間やつたばかりだ、したがつて、わざわざお集

まりをいただいて審議するまでもない、こうやって、これは特殊事情でいいのではないか、こういうことなんですね。これは、私はそれなりに理解ができるのであります。

しかし、また一方、浦和がこの持ち回り決裁はだめだ、こう判断したことの中にこう書いてあるのです。『前述したところからすれば、不完全不十分な説明を受けただけでなく、一部著しく正確性を欠く説明すら受けたまま、本件取消処分を決定したことがうかがえるのであり、本件取消処分の審査判定手続は、違法であることを免れない』。そこで、災害その他緊急な事態の発生した場合において、会議を招集することができず、また招集してもこれを開くことができないときにはこれは持ち回りも仕方がない、こういうふうなことが書いてあって、「公安委員が直接一堂に会して会議を開き、その議決によることを要するのであって、これと異なり持ちまわりの方法によって会議を開き、その議決によって職権を行使することとは、本来予定するところでない」と解される。』といつて、これは違法だ、こう言ったのです。これはまさにそのとおりなんです。

持ち回りというのは特殊の事情がなければだめだ、こう言っているんです。したがって、浦和は、これは無効だ、こう言っているんです。したがって、上級審がありませんから、この二つをしてみますと、やはり原則としてはならない、間違つてやると無効だよ、こういうことなんです。

だから、私は、今回の二月二十五日の国家公安委員会の持ち回り決裁というのは、これは小林前本部長を処分したことなんです。無効でございます。無効だと言っておるわけでございます。無効でございます。無効でございます。理由もなくおっしゃっている私は思っておるわけでございます。こういう点に対して、まず最高裁判所の方から御意見がありましたら、また、今私が指摘したような判例があるということもあわせてひとつ御答弁いただきたいと思います。

○中山最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

具体的な事件の判決についてコメントすることは立場上相当ではございませんので、今御指摘のあったものがあるかどうかということについて回答申し上げたいと思っておりますが、浦和地裁のものにつきましては昭和四十九年十二月十一日の判決と承知しております。

○坂上委員 このことをまだ警察庁や国家公安委員会が認知されておらない、繰り返し繰り返し私に言っているのをごいいます。さらに、私は法律上明確にしたい。

商法で取締役会というのがございます。この取締役会の持ち回り決裁が有効かどうかということ、最高裁は昭和四十四年に判決をしております。これはどういふ判決でございますか。

○中山最高裁判所長官代理者 最高裁第一小法廷、昭和四十四年十一月二十七日の判決でございますが、代表取締役が所在不明となったことを受けて、持ち回り書面方式で取締役の一人に代表権を付与することを承認した取締役会の決議を有効なものとは認められないと判じたものでございます。

○坂上委員 これは民間なんです。株式会社です。取捨役会ですから。民間ですら持ち回りの決裁というのは厳格に解しているわけでありまして、さっきの有効、無効の判例を調べても、これは間違いなく、持ち回り決裁というものは、ましてやこういう重大なときにおける重大な決裁について持ち回りをもちつてすることは、もうどうしても、この三つの判例からも許されるべきものではない、違法性を帯びているもの。したがって、国家公安委員長としては責任をとつて

いたいただきたい。いなくて余り言うのもいささかいかかと思っておりますが、しかし警察庁おられますから再度申し上げるわけでございます。今説明を聞いておりました、だれ一人、私の言うていことがむちゃな主張ではないということには皆さんよく理解いただいているらうと私は思っております。

したがって、最高裁の四十四年の判決から見ても、民間ですらこれだけの厳格さをしているわけでございますから、特に、特別の緊急性のない、また災害等の事態による持ち回りの明らかな違法だ、私はこう思っております。最高裁、御解説大変ありがとうございます。

ぜひ、警察庁を代表して来ておられますが、強く、法律上の主張をこういふふうに引きながら審議がなされていくということもひとつ国家公安委員長にもお伝えをいたしまして、対処されるよう特に求めながら、私は本日の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○武部委員長 木島日出夫君。

○木島委員 日本共産党の木島日出夫でございます。

裁判所職員定員法の質疑であります。お許しをいただきまして、最高裁の協力をいただいて作成した資料を配付させていただきます。委員長、よろしくお願ひします。

○武部委員長 はい、資料を配付してください。

○木島委員 法案に関する質問に入る前に、これは閣法でありますから、法務大臣にかかわる問題についてお聞きをしたいと思います。去る二月十八日の当委員会に続いて、法務大臣の元秘書岡光のいわゆる脱税コンサルタントとのかかわりについてお聞きしたいと思います。

東京国税局は、経営コンサルタント会社ネオギルドの役員らを脱税容疑で東京地検に告発をいたしました。刑事局長にお聞きしますが、告発対象

となつた脱税事件の概要と捜査の状況、どうでしょうか。

○古田政府参考人 お尋ねの点につきましては、個別具体的な事件の内容に関する事柄でございますので、恐縮でございますが、答弁は御容赦いただきたいと存じます。

なお、一般論をいたしましては、もちろん検察におきまして厳正公平な立場で必要な捜査を遂げると考えております。

○木島委員 既にもうマスコミ等で報道されておりますから、事実は明々白々であります。ネオギルドという会社の幹部、それから実際に脱税をした当事者が告発されております。

もう直接ずばりお聞きしますが、法務大臣の元秘書が仲介したと指摘されているいわゆるタツノレジャーについては告発の対象になつていないんですか、なつていないんですか。

○古田政府参考人 その点につきましては、恐縮でございますけれども、具体的な事件の内容でございますので、だれが被告発者であるか等については答弁を御容赦いただきたいと存じます。

○木島委員 一般社会ではもう明らかなんです。タツノレジャーは告発の対象から外れたんです。何で外れたのか、法務大臣の元秘書にかかわっているからか、そういう疑問を国民は持つていらっしゃる。はっきり答弁してください。

○古田政府参考人 繰り返して恐縮でございますけれども、個々の告発の内容、だれが告発を受けたかあるいは告発を受けなかつたかという点については答弁を差し控えたいと存じます。いづれにいたしましても、一般論をいたしまして、何らかの特定の関係があるために告発を差し控えるとか、そういうことはございません。

○木島委員 私は、この問題は、予算委員会の分科会で国税当局に大変細かく質問をいたしました。

刑事局長に改めてお聞きしますが、これは一連の事件だと思つてお聞きしますが、その中で、告発の対象に

なつた事件と告発の対象から外した事件とあるんです。あるんですが、一連の事件でありますから、検察庁としては、仮に直接の告発の対象になつていないとしても、タツノレジャーにかかわる問題、これを一連の法人税法違反事件として、いわゆる脱税事件としてきちつと捜査の対象にするべきだと思ふんです。

これは一般論で結構です。直接告発の対象になつていない事件はもう捜査の対象から外れるなるといふことは、日本の検察の捜査のあり方としてありませんね、捜査の端緒さえ得られれば捜査に入れるわけですから、それはいいですね、そこだけ答えてください。

○古田政府参考人 一般論として申し上げますが、通脱事犯の摘発は、国税犯則取締法に基づき国税当局にゆだねられた事柄でございます。検察当局は、原則的には国税当局からの告発を受けて捜査処理を行うこととしております。しかしながら、その捜査の過程で他の通脱事犯等が発見された場合には、先ほど申し上げました国税当局にゆだねられている趣旨も勘案しながら、国税当局と連携して適切に対処するというところでございまして。

○木島委員 直接告発の対象になつていない事案について、見えるわけでありまして、しつかり捜査していただきたいと思ふのです。

実際は、東京国税が告発するかしないか、この事件は告発の対象から落とすか入れるかについては事前に検査としつかり協議をした上で告発しているのです。それは、私、予算委員会の質問で国税ははつきり答弁しているのですから、タツノレジャーにかかわる部分についても法人税法違反としてしつかり捜査の対象にしていきたいと思ふので申し上げて、次の質問に移ります。

法務大臣に質問いたしますが、松岡光元秘書が株式会社タツノレジャーにネオキルドの役員鈴木照次を紹介して、その謝礼として七百万円を受け取つたのじゃないかという疑惑で、法務大臣は当委員会での私の質問に対して、松岡は金の授受を否

定しているとの報告を受けている、そういう答弁をしておりますが、告発という段階、仮にタツノレジャーが告発の対象から外れているとしても、関連事件が既に告発されて、東京地検の手のもとにあるわけでありまして、事態をいまいに止まらざるは済まされぬ段階になつてきていると思ひます。

かなり、一カ月近くの時間がたちました。法務大臣としてみずからの元秘書に対する調査を深めて、真実をつかんでいられるのではないかと期待をしておりますので、その真実はどうなのか、その後の調査結果はどうなのか、報告をしていただきたい。

○白井国務大臣 御指摘の点でございますが、先般、委員の御質問につきまして、松岡に秘書を通じて聞いてみたというお話をさせていただきました。その際に、必ずしもまたに言われているようなものとお話を一致するということでもないという程度のお話をさせていただいたと思ひます。本人は、いわゆる七百万円というものについて修正申告をされているという事は、これは本人の言うこととございまして事実でございますが、それ以上のご事は確認できておりません。

先般も申し上げましたように、この件につきましては既に関係機関の手が入っているわけでございます。私、秘書等から耳にすることは一方的でありまして、私が秘書等から耳にすることは一方的でありまして、私が秘書等から耳にすることは一方的でありまして、私は、そうした機関の手にお任せをすべきであるというところで、ここで申し上げることはないのでございます。

○木島委員 今大臣は、元秘書が七百万円の入金の申告を怠つたことが明らかになつたので修正申告をしたということはお認めになりました。それで、ちよつと突つ込んで聞きますが、この金は元秘書松岡がだれから受領した金と聞いていますか。そして、その金のもう一つ先の出どころ、それはどこからだと聞いておりますか。

○白井国務大臣 聞いておりません。

○木島委員 非常に、それはあまいにするわけにはいかぬ性格の問題だと思ふのです。この金は、これまでの一連の国会での質問やマスコミ報道等からして、恐らく鈴木照次から元秘書が受け取つたのであろう、そして金の出どころは、鈴木照次が脱税指南をしたタツノレジャーから報酬として流れた金であろう、これはもう合理的な推測が立つぐらいになつていふと思ふのです。知らないで済まされぬんじゃないですか。

直接、元秘書が既に告発の対象になつていふ、被告発人になつていふのでしたら、脱税容疑の問題です。法務大臣としても、さらに、その金の出どころが、実際に脱税容疑で調査はされた、告発の対象からは外れているようですが、タツノレジャーからの金だつたとすれば、これもまた重大事案。やはり調査しないで済まない事案だと思ふのですが、どうですか大臣、しつかり調査して、事実は事実として明らかにすべきじゃないのでしょうか。

○白井国務大臣 修正申告をしたという事実につきましては、当然のことながら国税当局の調査、その上でもって修正申告をしていると思ふわけでございます。そうして、そうした関係機関の手が既に入つていて、こう考へておりました、真実というものが解明されつある、こう思つております。私から申し上げることはございません。

○木島委員 法務大臣はタツノレジャーという会社から政治献金を受けているかについて、二月二十五日予算委員会第二分科会で、保坂委員から質問を受けました。明確に否定されましたね。パーティー券はわからない、しかし、政治献金は受けていないと否定されました。今でも否定されるのですか。

○白井国務大臣 そのときに、政治献金は受けておらないということは申し上げました。ただし、パーティー券につきましては、私は、その方であ

るならば来ていただいておつて不思議はないと思つておりました、恐らくお売りをして買つていただいているのではないだろうか、こういうことを申し上げたのでございます。

○木島委員 いつごろのことか答弁できますか、そのパーティー券を買つてもらつていふんじゃないかと思はれるというその時期。

○白井国務大臣 細かいことは、申しわけありませんが、存じません。

○木島委員 パーティー券はともかく、政治献金は否定されるということですが、大臣は、自民党千葉第一選挙区支部とあるのがあるのを御存じでしょうか。大臣はどういうかかわりでしょうか。

○白井国務大臣 私はその支部長でございます。

○木島委員 あなたが支部長をしていられる自民党千葉第一選挙区支部が九七年三月二十五日に千葉県選挙管理委員会に対して提出した政治資金に関する報告書には、タツノレジャーから十萬円の政治献金を受けているということが記載されているんじゃないでしょうか。

○木島委員 そうすると、予算委員会第二分科会での保坂委員の質問、間違いであったと確認していいですか。

○白井国務大臣 私が政治献金を受けておらないと申し上げたのは誤りでございました。確かに十万円受けております。

○木島委員 重大な事実だと思えますし、大臣答弁が事実でなかった、このこと自体も私は重大だ。再三、政治献金の有無については質問されていたわけでありまして、しかも、地元の千葉県選挙管理委員会に提出された、みずからが支部長をしている政治団体の届け出の中にきちっとタツノレジャーから十万円というものは入っていたわけですから、このこと自体大変重い出来事じゃないかと思うのですが、大臣、どうですか。

○武部委員長 政党と個人と違うんじゃないの。

○木島委員 いや、そんな理屈は通らないですよ。

○白井国務大臣 御承知のとおり、この千葉県第一区支部というのは自由民主党の支部でございませぬ。

○木島委員 あなた、支部長なんですよ。責任者でしょう。

○武部委員長 まず、委員長から申し上げますけれども……

○木島委員 いやいや、いいですよ。関係ないですよ。

○木島委員 あなた、自分が支部長をしている自民党千葉県第一選挙区支部、これが十万円タツノレジャーからもらったって、おれは知らないなんという理屈は絶対通らぬですよ。

○白井国務大臣 申しわけございませんが、記憶にございません。

○木島委員 タツノレジャーという会社を知っておるといことは、前回別のところでの質問に對

して答えていますよ。違いますか。タツノレジャーという会社を存じ上げているのですか、大臣は。

○白井国務大臣 前に申し上げましたとおり、今、このタツノレジャーの経営者であった方という方も私の想像している方であれば、その方はよく存じているというのを申し上げたわけでもございまして、タツノレジャーなる会社ということ

は、先般も申し上げました。

○木島委員 ここに株式会社タツノレジャーの商業簿本を持ってきていますが、平成元年六月一日設立です、本店が東京港区芝浦です、代表者が龍野広道という人と荒井昌彦という人でありま

す。こういう役員を全然知らないのですか、大臣は。

○白井国務大臣 先般来申し上げておりますが、あるスポーツ団体の関係で、その方は恐らく私の想像している方であろうということを通じて

わけてございまして、その方が具体的にどういふ会社とどういふ役をやっている方であるかということ

は、先般も申し上げておりました。

○木島委員 その方というのは、どちらですか。荒井さんですか、龍野さんですか。

○白井国務大臣 荒井さんであります。

○木島委員 確認しますが、では、あなた自身は荒井さんから十万円、九六年ですか、政治献金をもらったことはいないということ、それは確認して

いいですか。

○白井国務大臣 そのとおりであります。

○木島委員 現実にはそういう政治資金の届け出に載っている。そうすると、これはだれがもらったものだと今あなたは想定できますか。あるいは、この報告をした責任者はだれなんですか。元秘書の松岡とのかかわりはどうなんですか。

○白井国務大臣 いずれにいたしましても、今お出しの件につきましては、果たしてどれくらい

わかるかわからないかわかりませんが、経理の担当の者に状況がわかるかどうか聞いてみたいと思

います。

○木島委員 報道によりますと、鈴木照次らが税対策ビジネスを始めたのは九六年ごろから、そして、脱税容疑の対象となった九七年、九八年、鈴木照次は顧問料として約八億円を受け取っている、この報道されております。まさに、あなたが支部長をしている自民党千葉県第一区選挙区支部

にタツノレジャーから十万円政治献金を受けた、そういう時期と重なり合うわけでありまして、これは事は重大ですよ。

政治献金を受けた時期、受けた人物、脱税指南グループへの仲介とのかかわりの有無、これらについてきちんと調査し、この委員会、国会に報告すべきだと思えますが、大臣、いかがですか。

○白井国務大臣 先ほど来申し上げておりますとおり、この問題につきましては既に検査当局の捜査が行われている、こういうことでございませぬ。

私の立場から申し上げることが適当ではないと思っております。私に、検査は常に厳正公平、不偏不党の立場で対処し得るものと確信をいたしております。

○木島委員 調査し、当委員会に報告するつもりはないのですか。

○白井国務大臣 私の立場から申し上げるべきではないと思えます。

○木島委員 既に鈴木照次らは、脱税事件として告発され、東京地検の捜査の対象になっているわけでありませぬ。

法務大臣というのは、検察庁法第十四条によつて、個別事件に対しても検事総長に対しては指揮権を發動することが認められていて、そういう地位にあなたはいるわけでありませぬ。検察庁が一連の脱税事件等を厳正に捜査、訴追することが今求められているわけですから、法務大臣とその元秘書が脱税指南グループやその顧客との金のつなぎを保持しているんじゃないか。私も今指摘しました。そういうことでは、私は、国民の法務・検察行政

に對する信頼は絶対に得られない、そういう問題になってきていると思っております。

もつとはつきり言いますと、法務大臣の地位にあなたがこの事件を抱えておられるとどうもこのことは許されないと私は考えますが、大臣の御所見を願います。

○白井国務大臣 私の元秘書の件でございまして、起したということは大変遺憾なことではございませぬが、既に私の事務所をやめている者でもございませぬ。既に私とのつき合いは全く絶えている上に、私の秘書が在任中のことではございませぬが、私に無断で行ったことではございませぬ。

私は、検査当局の捜査の公平さというものを疑われるようなことは全くない、それはないと考えておりました、信頼をいたしているのでもございませぬ。

○木島委員 もう既にやめているから、そして自分に無断でやったことだろうかということでは全く通らない問題だと思ふんですよ。あなたの在任中の事柄であります。いわゆる国会議員と秘書とは不可分一体の間柄であることは、先刻御承知のとおりであります。しかも、あなたが支部長をして

いる政治団体の届け出に十万円の政治献金の入金があるかと載っているわけですから。

では、これはだれがやったんだ、松岡がやったんだらうか、その原資はどこから来たんだらうか、タツノレジャーからの直らうか、鈴木照次を迂回した金なんだらうか。あるいは、七百万という過少申告で修正申告したようでありませぬが、そういう金との関係はどうなんだ。一連の、その一部だったら、これは大問題ですよ。また逆に、

こういう政治献金を受けた後、松岡が仲介をしたら、これはまた逆に大問題ですよ。

いづれにしろ、これは大問題なわけでありませぬ、みずからの元秘書なんですから、きちっと内容を調査して当委員会に対する報告を求めませぬ。

そして、私は再々要求しておりますが、ここまで来ますと松岡光を証人として当委員会に喚問を願

いたたい、重ねて要求しますが、委員長。

○武部委員長 証人の問題は、理事会において諮ります。

○日井国務大臣 元秘書がこうした事件を起こしたということは大変遺憾なこととございます。

ただ、先ほど委員申されました千葉第一区支部に対する寄附、これは政党に対する寄附でございますが、これがあつたか不正な献金であるのかのようなお申し出をしておられますけれども、これはまさしく政党に対する寄附でございます。それがゆえにきつちり載せてあるという事ははつきり申し上げておきたいと思ひます。

○木島委員 不正な金のかかりのある者がまさ今脱税容疑として国税の調査の対象にもなつた、そして、それを仲介したというのがあなたの元秘書だつたという重大な問題だといつて提起したんですよ。

予想以上に時間がかかりましたが、きょうのところはこの辺でこの問題についての質問を終わります。

法案についてちよつと一言だけ質問します。

今回の定員法でふやそうという中身を見ますと、裁判官について言えば判事補七十人です。これで十年連続して判事補だけの増員であります。百九十六人になります。この十三年間の判事の増員はゼロです。提案理由には、地方裁判所における民事事件、執行事件、倒産事件の適正迅速な処理を図るためとありますが、どうして判事の増員要求をしないで判事補だけの要求なのかという点を質問したい。

ただ、答弁を求めていると時間がなくなつてしましますから続けて言いますが、今、司法制度改革審議会においては法曹一元制度導入に関する議論が行われております。先ほど同僚委員からもありましたように、二月十八日、日弁連は法曹一元要綱案を発表いたしました。裁判官は弁護士、検察官、大学教授、助教授を十年以上務めた者の中から任命するというものであります。同時に、判事補制度は廃止するという提言であります。

今回の判事補のみの増員要求は、こうした法曹一元への取り組みに水をかけ、こうした流れに逆行するものじゃないか。簡潔に最高裁当局の答弁を求めます。

○中山最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

判事を増員することが望ましいことは言うまでもございせんが、現実に弁護士から判事への任官数というものは、最近十年間でも三十三人で、年間三人程度にすぎないわけでございます。その結果、判事への任官者は、判事補として十年の経験を経た者がほとんどを占めているという実態にございます。

このような状況からすると、判事の定員をいきなりふやしても直ちには充員できないことになりまますので、判事の増員の前提として、まず判事補をふやし、判事への給源を充実させていくことが必要であります。

そこで、今回も、近時の事件数の増加に対処するために判事補の増員をお願いしているものであり、また、このことと法曹一元の採否とは別次元の問題であるといつのは先ほどもお話し申したとおりでございます。

○木島委員 まさにこれはキャリアシステムの構築であり、強化にほかならないんですよ。

戦後五十年間に及ぶ裁判官の定員、欠員の推移、弁護士から裁判官に任命された者の数、司法修習終了者からの任命数、皆さんに今配付したとおりであります。明らかに最高裁は、弁護士十年の経験者の中から判事を任命しようといふ努力を怠つて、判事補の定員枠を拡大し続けてきた、そして、それを唯一の判事への供給源とする政策をとり続けてきたのではないかと思ひます。細かい数字は、もう時間が来ましたから述べません。

もう一つ、キャリアシステム強化に大きな役割を果たしてきたものの一つに、報酬制度の問題が実はあるわけでありまます。それで、改めて私、戦後五十年間の日本の裁判官に対する報酬制度の変遷について調べてみて、最高裁の協力をいただきたい。

て、皆さんのお手元に資料として配付をいたしました。判事補については、昭和二十六年に六階級から十三階級に、判事については、昭和三十四年に六階級から八階級に、昭和三十八年に九階級へと拡大されております。

法曹一元制度のもとでは、本来、裁判官の報酬の刻みというのはなくて当然であります。私は、時間が来ましたからもう答弁は求めませんが、刻みがむしろ拡大をされている、それから、刻みだけじゃなくて現実の報酬額もどんどん拡大してきているといふことを指摘しておきたい。昭和三十九年九月一日段階では、一番上級の判事と一番下級の判事の差が二・四四倍、一番上級の判事と一番下級の判事補の差が六・八八倍になっていふんですか。計算していただければわかりますが、昔はそんなに格差がありませんでした。

これはまさにヒエラルヒーを強化する、そういう政策以外の何物でもないといふことを資料から指摘をいたしまして、こういうキャリアシステムを強化するような政策こそ法曹一元に対する全くの逆の道だといふことを指摘して、最高裁がそういう方針を根本的に転換されることを要望して、もう答弁は求めないで終わりにしたいと思ひます。

ありがとうございます。

○武部委員長 倉田栄喜君。

○倉田委員 公明党の倉田でございます。裁判所職員定員法の一部を改正する法律案についてでございますが、まず、私は、司法制度改革論議それから法曹人口の増加という視点から二、三お尋ねをしたいと思ひます。

今回の増員でございますけれども、判事補七十人、そして裁判官以外の職員十六人を増加するということとあります。今までの議論の中で大体の趣旨、ねらいといふのは出ておりますけれども、改めて確認の意味でお伺いをいたします。

提案理由では、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、こうなつております。これは、それ以外の背景とか趣旨はないのかどう

か、あるいは、判事補の増員あるいは裁判所職員の増員計画については今後どのような予定なのか、今までのところを簡潔にまとめていただいても結構でございますので、御答弁いただきたいと思ひます。

○中山最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

平成十二年度の増員は、今委員御指摘のとおり、下級裁において、民事訴訟事件が依然として増加傾向にあること、倒産事件が急増していること、執行事件も金融機関の不良債権処理等に伴い引き続き増加が予想されること、家庭事件も事件数が増加傾向にあり、内容も複雑困難化していること、これらの事件のより一層適正迅速な処理を図るために求めるものであり、かつ、判事補については、先ほど来御答弁申し上げておるとおり、二期分の修習生を採用する、そういった特殊事情も踏まえ、判事補については七十人、裁判所書記官については、事務官等からの組みかえを含め二百四十人、家庭裁判所調査官については五人の各増員をお願いしているというわけでございます。

○倉田委員 今後の予定のことについては時々々の状況に応じて考えるということだと思ひますけれども、今回の増員計画が、事件の適正迅速な処理を図る、そして、本年においては特に司法修習生が二期分重なるという特殊事情があつた、こういう話であります。

司法制度改革の議論では、法曹人口の大幅増員が主たる議論の大きな一つになつていふと考へておりますが、我が国の司法インフラの充実を図る、こういう趣旨であらうかと思ひます。

一方、今まで我々は、行政改革の議論の中では、事前の裁量型行政から事後のチェック型行政への転換が必要である。裁判所はいわゆる職員定数の中には入っていないのだと思ひますけれども、公務員総数の二五%削減といふのが目標とされて計画が進められていふ。裁判所職員がこの中に入っていないとしても、国民から見れば公務員だ。

一方で、いわゆる司法というものに対する充実ということでは、ここに従事をする、法曹というのか、判事、判事補あるいは職員、先ほど法務大臣からお答えいただいた検察、検事等々も含めて、さまざまな形で大幅な充実が必要とされているのだから、こう思うのですけれども、これがきちんとして示されていないと、一方で公務員二五割削減みたいな議論の中で、果たして国民的理解が得られるのだろうかという危惧を持っているわけです。

そこで、今回の判事補七十名の増員については、そういう将来的な使途とか、そういうことを戦略的に含んだものであるのかどうかということ、先ほどキャリア制度ということも議論の中にのっておりましてけれども、あるのかどうかということをお尋ねしたのでありますけれども、お答えの中には、基本的にはそういうことは今考えてないということなんだろうと思うのです。

そうしますと、今後法曹人口の拡充という形で議論が出てきたときに、ではそれに受け皿として対応するためにはどうするのですかということについて、最高裁としてどういうお考えをお持ちでしょうか。その場その場の中で、いわゆる裁判の適正迅速な処理を図るといふ観点からのみ、いわゆる裁判所の職員、判事あるいは判事補以外の方々の職員の増員計画といふのはどういふふうにするか、この点はいかがですか。

○中山最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

判事補の増員につきましては、先ほども申し上げましたように、将来的には判事の増員と充実ということになるものでございます。また、裁判官を補佐する補助職としての書記官等につきましては、近時の書記官の権限の拡充、これは新民事訴訟法等に見られるわけでありまして、そういうことを踏まえて、平成十年度から、事務官等からの振りかえを含め、二百人以上の書記官をこれ三年間続けて増員要求をしております。

ところでございます。今後とも、そういった事件動向を見ながら、きちんとそういった必要な人員の確保を着実に図ってまいりたいと思っております。一方にございます。

また、裁判所の人的体制につきましては、今委員から御指摘のように、司法制度の改革と基盤の整備に關し必要な基本的施策について調査審議するために設置されました司法制度改革審議会において、将来の司法のあり方を検討する中で検討される論点の一つとされております。今後、有意義な審議がされるものと裁判所としても期待しているところであります。そこで一定の提言が出されれば、裁判所としてもきちんとこれにこたえていかなければならないというふうにご考えているところでございます。

○倉田委員 その司法制度改革審議会の中で、法曹人口の充実、増大ということが大きな論点になっている。法曹人口の増大という社会的な要請がある。一方で、ではこれを受け入れる方はどうなのか。受け入れる一つのシステムとして、裁判所というのには一つの大きなシステムの中にあるわけでありまして、これを、司法制度改革審議会の中で議論がされて、提案がされるのを待つということではなくて、最高裁自体も、これから二十一世紀の我が国の裁判所はどうあるべきなのかというところをきちんと議論をしていただかなければ、ならないのだから、こう思うのです。

司法試験の合格者は、本年は一千人と大幅に増加しているわけでありまして、本年度の修習生の就職先は大丈夫だといふふうには聞いてはおるのではありません。また今後増大する修習生の終了後の進路の問題、あるいは、これは先ほどお答えの中にもありましたけれども、検察官の増員については、昨年三十名で本年は四十一名だ、こういうふうなお話であります。

トータルとして見たときに、いわゆる法曹人口の増加ということが言われるとすれば、それを受け入れる受け皿のシステムも、当然これに見合う

だけの改革がなされていかなければならないと思っております。それは先ほどの、判事補の増員が行われるとすれば各部の増加も必要なんだろうという議論も出てくるわけでありまして、そうだとすれば、現在の裁判所の建物とか法廷の形とか、いろいろな問題もそのままではいいのだから、こういうふうにいるいろいろな議論が起ってくるのだから、こう思うのです。これは法務省の方も、全体としては同じことだと思っております。

法務大臣、法曹人口の増加に対応できる受け皿としての、機構とか建物とかさまざまな組織も含めて、システムの整備として今後どんなふうにお考えでございますか。

○白井国務大臣 二十一世紀の我が国社会における司法の役割の増大、これは大変重要なことなごうございますが、社会のさまざまな分野で法律家に対するニーズが増大してくるということは考えられるのでございます。

司法制度改革審議会が昨年十二月に決定、公表いたしました論点整理におきまして、法曹人口の適正な増加が論点項目の一つとして掲げられておるところでございます。法務省といたしまして、同審議会の検討の結果も踏まえまして、法曹人口の適正な増加に対応できるシステムの整備につきまして検討を進めてまいりたい、このように考えております。

○倉田委員 法曹人口の増大に対応できるシステムをやはりきちっと踏まえなければ、これは期待されることにはならないんだと思うのです。そして、法曹人口の増大という意味では、先ほど議論も出てきたけれども、ロースクールみたいな議論も出ています。これはいわば、多分、今司法試験等をにらみながら、いわゆる法曹という資格をどういう人たちに持たせるかということが議論の中心になっているのだからと思っております。しかし、我が国の司法制度、司法制度インフラという観点からすれば、法曹人口の増大ということは、例えば司法書士であり、行政書士であり、会計士であり、税理士であり、あるいは社会保険労務士

等々、いわゆる法曹インフラという意味で、ここに携わる人々との関係もトータルとして検討されて司法インフラの充実ということが議論がなされるべきではないか。これは、私はそういうふうにご思うということだけ申し上げておきたいと思っております。

そして、司法制度改革ということでは、法曹人口の増加という視点が今どうも主なる議論になっているのみならず、現在の司法制度が司法本来の目的や役割を十分に機能するようなシステムに果たしてなっているのかどうか、この点の検証というのか視点も同時にやらなければ、期待される役割を十分に果たし得ないのではないか、私はこう思っております。現在の司法制度というのが、裁判が遅いとかなんとかが、そういうことのみならず、果たして国民の期待されるものになっているのかどうか。

その点からちよつとお聞きをいたしますけれども、憲法三十二条は、国民の裁判を受ける権利を規定いたしております。そこで、我が国の司法制度そのものに対して国民はさまざまな思いを持っているのだと思っております。これは私も聞かれてどう答えるかなと思うものからお聞きするのでありますけれども、裁判所はだれのものですか、こういうふうに関われたら、最高裁あるいは法務大臣、これはどう答えたらいいのでしょうか。

○白井国務大臣 まさに、裁判所は国民のためのものであるとお答えするのが一番的確なわけでございます。司法は、近代国家の基本でもある法の支配というものを現実のものとする役割を担っているわけでございます。国民の権利の実現を図るとともに、国民の基本的な人権を擁護して安全な国民生活を維持するなど、国民生活にとつて極めて重要なものがございますので、そのような司法の役割に照らしまして、裁判所は国民のためにある、こういうふうにご申し上げてよろしいと思っております。

○中山最高裁判所長官代理者 裁判所も同様でございます。

ざいですが、主権者である日本国民のものと制度であり、その中において、司法の使命というものは、公正な手続により適正かつ迅速な裁判を行い、国民の私的な紛争を解決し、あるいは法的秩序の維持を図ることに尽きるといふふうで考えております。

○倉田委員 大臣から、端的に、裁判所は国民のためにある、そういう話でありますし、国民の権利の実現を図るためのものである、そういう御答弁をいただきました。

そこで、これは裁判所にお聞きをいたしますけれども、現在の裁判所は明治憲法下の裁判所と、例えば最高裁と明治憲法下の大審院、そして明治憲法下の下級裁判所と現在の裁判所、どういふ改革がなされ、どんなふうに変わってきているんでしょうか。

○中山最高裁判所長官代理者 簡単に申し上げますと、最高裁は、国民主権を定める日本国憲法においては三権分立のもとに司法権を行使することとされた結果、違憲審査権が与えられ、あるいは裁判所に司法行政権が認められ、行政事件の上告事件をも処理することになった、そういうところが大きいところかと思っております。

○倉田委員 あえて私が、明治憲法下の裁判所、そして現在の裁判所、こういう比較で申し上げましたのは、いわば、今お答えにありましたけれども、今憲法が国民主権という名のもとにある、そういうであるとすれば、裁判所も裁判所に携わる方々も、その意識のもとで国民の権利を守らなければいけないし、国民のためにある、そういうわけがあります。

しかし、それは我が国の行政全般のことでもありませんけれども、いわゆるお上意識というものが、この意識が現実には相当強く存すると思うんですね。裁判所はまさに裁きをするということでお上そのもの。ここで言うお上というのは、おわかりいただけると思うんですけども、普通にはなかなか近寄りたがたいし、威圧的である、国民にこう思われているのではないのか、こう思うんですね。

裁判所という司法の中心的なシステムが、本当にこれは国民のためにある、そしてもつと国民に公開をされる、もつと裁判所というシステム自体が透明感あふれるシステムになっていく必要がある、そうならないかという法曹人口の増大という話の中にも私はこたえられないと思っております。

今司法権の独立というお話をなされましたけれども、例えば、違憲立法審査権を裁判所が持つておられる、しかし、現実の効果はなかなか、今これはさまざま考え方があって消極的であるというのが基本的な考え方でありまして、しかし、先ほどの事前から事後ということも含めて、もう条例なんかは自分たちでつくりたいというふうな住民投票なんかは自分がいっばい出てくるような状況の中で、裁判所が持つていて違憲立法審査権とか、そういう行使もますますこれから大きな意味を持つてくる。そうだとすれば、私は、今みたいな違憲審査権行使の消極性だとか、あるいは裁判のシステムの問題意識を持つてやらないとなかなか大変だな、こういうふうな思いを持つております。

先ほどから議論になりましたけれども、今、判事というキャリアシステムもそうでありまして、これは、キャリアシステムそのものが全体としていのかどうかという議論もなされてくるだろうと思っておりますけれども、その中にあって、裁判所のキャリアシステムもその例外たるべきものではない。果たしてうまく十全に機能するかどうかという議論もしていただかなければならない。

裁判の法廷の形とか、あるいは今の状況とかも含めて、これはいわゆる最高裁の改革問題、どういふ議論が出てくるかわかりませんが、そういうことについて裁判所は今時点でもういふうな問題意識、あるいはどういふうな議論をされようとしていらっしゃるのか。これも、司法制度改革審議会の結論を待つて、その御意見を尊重してということになるんですか。

○金築最高裁判所長官代理者 お尋ねのキャリアシステムの関係につきましては私の方からお答えさせていただきます。先ほどお尋ねのキャリアシステムについては、通常、他の職業等を経験せずには裁判官にはならず、世情に疎い面があるとか市民感覚に乏しいというふうな御指摘があるというところは承知しております。これはキャリアシステムという制度についての一般的なマイナスイメージとして指摘されるということが多いということではございまして、現実の裁判官一般が大体そうであるということではないと思っております。しかし、そうした批判があるということにつきましまして、私どもとしては謙虚に耳を傾けなければならぬというふうな考え方をしております。

そういう点、どう考えるかということでも、多様な経験の人を採用するということも、やはりいいことではないか。特に、当事者経験のある弁護士の方の任官については今後とも努力していきたいと考えております。また、キャリア裁判官につきましても、若し裁判官を民間企業に出して研修させたり、海外留学をさせたり、その他法律問題に限定しないいろいろな形の研修などを行っていくことが大事ではないか、そういうふうな考え方をしております。

○倉田委員 裁判所はだれのものか。いわゆる裁くという意味でのお上意識というのは、明治憲法下の当時の裁判所と今の裁判所と比べてどうなっているのか。これについて、今司法制度改革審議会でさまざまな議論がなされているから、二十一世紀のあるべき最高裁あるいは裁判所の姿というものは、そういうことも含めて、それも一つの大きな視点と考えて議論をしていただきたいと思います。

この点で申し上げたわけでありまして、この点で、お上が裁くという意識が今なお残っているのではないかと、このことを思いながら、こういう質問をさせていただいたのは、今国会で提出予定の犯罪被害者の保護手続、後で当委員会でも議論されることになるとは思っております。今回のお出でくる法案は、被害者の方に対する

一定の保護のまさに第一歩という意味では評価されるべきものだと思います。今盛んに世論の中でも犯罪被害者の人権保護という観点から大きな議論がなされているわけでありまして、我が国の司法システムの中で、当事者たるべき犯罪被害者の方々がどういふふうにかかわっているのかということを見てみますと、基本的にかかわることができないような仕組みになっているわけですね。つまり、被害が発生する、捜査が始まる、起訴される、判決が下される、刑の執行そして終了、こういうシステムの中で、犯罪被害者は、自分の権利が侵害された、そしてこの権利の回復を図りたいということの中では、基本的にはそれが訴追官として代行しているような形になっていて、国がかかわりやうてあげますよという形が、刑罰権はどこにあるかという話の中に入れての話だとは思っていただいても、そういう形の中で、原則、権利者として被害者は参加できないことになっているんですね。これはなかなか難しい議論だと思っておりますけれども、今回の法律でも、基本的には、いわば権利者としての参加を認めているのではなくて、保護の対象者としての範囲を厚くするという域を出ていないわけでありまして、

私は、この視点も、裁くということがお上のものではなくて国民主権のもので、国民が参加をするということも、この犯罪被害者も、権利回復の主体者、いわば権利者として、今一連申し上げましたシステムの中でかかわる場をもつと認めるべきではないか、こういうふうな思いをわけでありまして、どういふ保護の対象者で配慮の範囲を厚くするという域を出ていないわけでありまして、

これは法務大臣にお聞きしたいと思っておりますけれども、なぜ犯罪被害者は、権利の主体者として捜査や裁判、刑の執行に関与することはできないのでしょうか。

○山本(三)政務次官 先生のいら立ちとか深い哲学的な観点というものに対する答えにはならぬか

もしませんが、犯罪被害者は、刑事手続が対象としていない事件によって直接の被害を受けた者という意味において、事件の当事者であり、刑事手続において、その心情及び名譽について適切な配慮を受け、かつこれを尊重されるべき立場にあると考慮しております。

ただ、刑事手続は、具体的な事件における被疑者、被告人に対する国家の刑罰権の有無及びその範囲を確定するための手続であります。したがって、公訴を提起された被告人を訴訟の当事者とする基本構造をとっており、判決の効力を受けるのは検察官及び被告人であつて、犯罪被害者につきましては、検察官や被告人と同様の手続上の当事者たる地位は認められていないものでございます。

○倉田委員 犯罪被害者は当事者ではあるのですよ。しかし、国家の刑罰権という絡みの中で、どう参加するかということについては考慮の対象者でしかすぎない、それでいいのかどうかという問題提起を今させていただいてるわけでありませう。

それは、裁判というものがやはり国民に信頼され、なるほどそうだねというふうにならざるを得なければならぬ。そうすると、今まで私どもは、被害者の人権、被害者の権利ということについて、やはりどうしてもお上が裁くという御意識があつたからではないのか、そういうふうな思いを待つわけでありませう。

例えば、犯罪被害者が捜査の情報を受け取ることでございませう。これは、息子を殺されたお父さん、お母さんが、捜査の段階で今どうなつておられるの、これ聞きに行くのもなかなか大変なわけですし、聞いてもなかなか思うような答えが出てこない。

私は、やはり犯罪被害者が捜査の情報を受け取ることができるとか、あるいは、これは難しいかもしれないけれども、公判に被害当事者として何らかの形で参加する、傍聴ということではな

くて参加することができるとか、裁判記録を権利として受け取ることや、判決や刑の執行、刑期の終了等について、このところは一方でプライバシーという話が出てくるわけでありませうけれども、情報を受け取ることなどは、これから、国家に刑罰権があることを前提しながらでも、やはり被害者の権利として、一定の方向で、認めていく方向で議論されるべきではないのか、こういうふうにも思つておられますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○山本(有)政務次官 犯罪被害者への情報提供に關しましては、検察庁において、既に昨年四月に全国統一の制度として、犯罪被害者その他の刑事事件関係者に対し、事件の処理結果、公判期日、刑事裁判の結果等を通知する被害者等通知制度を実施しております。その適正な運用に努めているところでございます。

次に、裁判記録につきましては、今国会に提出を予定しております犯罪被害者の保護のための法案の中に、刑事裁判の係属中であつても、犯罪被害者の損害賠償請求権の行使のために必要がある場合等に、犯罪被害者等に公判記録の閲覧、謄写を認める制度を盛り込むことを考えております。いわゆる出所情報につきましては、これを知りたいと思つておられる犯罪被害者がいらつしやることは承知しており、これら犯罪被害者の立場も十分に考慮されるべきであると考えておりますが、他方、犯罪者の改善更生やプライバシーの保護も重要でございますので、両者の要請をどのように調整するか等につきまして、鋭意検討を進めているところでございます。

捜査情報の提供につきましては、捜査が密行性の高いものである上、事実が時々刻々と変動し、流動的であるのが通常でございますので、犯罪被害者その他の関係者等に誤解や混乱を生じさせるおそれがあるばかりでなく、事案の真相解明に支障が生じるおそれも否定できないこととございませう。慎重に検討する必要がありますと考慮しております。

いずれにしても、刑事事件に関する情報は、捜査、公判の円滑な遂行や関係者のプライバシーの保護にも十分に配慮して取り扱うべきものでございませう。一律にそのような情報の提供を受ける権利を認めるべきか否かという形で論じるよりも、個別にそのような情報をどのような条件のもとで提供するのが適当かを検討するのが妥当であるかと考えております。

さらに、先生御指摘の、犯罪被害者が公判に被害者として参加することが権利として認められるべきではないかという問いに対しては、犯罪被害者の公判への参加につきまして、今国会に提出を予定しております犯罪被害者の保護のための法案の中に、犯罪被害者から申し出があるときは、被害に關する心情その他の被告事件に關する意見を陳述させるものとする制度を盛り込むことを考えておりますが、さらに進んで、犯罪被害者に検察官や被告人、弁護人と同様な形で公判に關与することを認めることは、刑事訴訟の基本構造にかかわることとございませう。慎重な検討が必要であるかと考えております。

○倉田委員 今山本総括政務次官からお答えをいただいたその中身が、いろいろ御検討いただいたことだと思つておられるけれども、私が持つていた問題意識は、まさにそのお上意識で、お上が国民を裁くという発想のもとでそういうふうな考え方になつてきているのではないのか。そこをもう一度もとに戻つて、裁判所はだれのためにあるのかという視点から考え直さなければいけないのではないかと。今般出てくる犯罪被害者の保護手続法も、やはり配慮しなければならぬというふうにお上が国民に、犯罪被害者を一定の範囲で配慮してあげますよ、そういう思想の中でどうも出てくるような思いがしてなりません。もつと、いわゆる犯罪被害者の方を、保護の対象者としてではなく、まさに権利回復の主体者として扱うべきなのではないのか、こういうふうな問題提起として思つておられます。法務大臣、いかがでしょうか。

○白井國務大臣 今委員御指摘をいただきまし

た、裁判所は国民のためにある、そういう立場というのは大変重要なことのように思ひます。御指摘をいただいております犯罪被害者の立場、大切なものとして取り扱ひをするというのは当然のこととございませう。今まさにこれから法案として御提出をさせていただいております犯罪被害者法におきましては、そうした精神というものをしっかりと見詰めたがら対応していくということを心がけてまいりたいと思つております。大切な御意見としてお伺ひいたしました。

○倉田委員 以上で終わります。ありがとうございます。

○武部委員長 保坂展人君。

○保坂委員 社会民主党の保坂展人です。定員法の質問に入る前に一点だけ、当委員会の名譽と權威にかけて、警察庁石川官房長はいらつしやっていますね、確認をしておきたいことがあります。

当法務委員会で、昨年の十一月二十四日、いわゆる読売新聞の報道によつて明らかになつた、神奈川県警内に不祥事隠しマニユアルがあるのではないかと。坂上委員、木島委員、そして私と、同日三人の委員から、このマニユアルを提出するようになり、こういう求めがありました。この日、石川官房長は、委員会終了後、この件で何か行動を起こされましたか、あるいは、何もしてませんでしたか。御答弁願ひます。

○石川政府参考人 この件について特段の行動といつたものはございませう。また、

○保坂委員 御承知のように、法務委員会で地行委員会でもいろいろ議論があつて、議員五十人から、予備的調査権というところで、この不祥事隠しマニユアルと言われているものを出しなさい、こういう要求が出たわけですね。

そして、二月にこれが返つてまいりました。返つてきたものを見ると、啞然とします。これは、もう廃棄されたので、現存してないから提出できない、こういう答えですね。

官房長に伺ひますが、十一月二十四日、この委

員会の質疑をしていたときには、このマニユアルは神奈川県警に存在していたんですね。

○石川政府参考人 神奈川県警に、質疑の時間帯にこのマニユアルが存在したかどうか、そういう時間関係については承知をしておらないわけですが、この十一月二十四日に神奈川県警察において、それがあつたところに対して廃棄、回収を依頼する文書を出して、そして資料が残っていた所属に廃棄等を徹底させた、十一月二十六日までですべて廃棄をした、こういう経緯をたどっているという報告を受けております。

○保坂委員 連日の答弁、御苦勞さまでと思いますけれども、こういうまともな指摘に対して後ろ向きで、二十四日の日に、神奈川県警に不祥事隠しマニユアル、適切な内容じゃないというふうにお房長も認めた、このマニユアルがあつたことは、二十五日、地行の委員会で、共産党の春名議員の質問に答えて答弁しているじゃないですか、幾つかの部署でこの資料が残存していたのは事実であります。あつたんでしょ、このときは、神奈川県議会で、今度は県警本部長が答弁しているでしよう、二十四日に新聞が出たので、早速廃棄しろと徹底をしたところでありまして。

あなたは、石川官房長は、前任は神奈川県警の本部長でしよう。神奈川県警がどういふ体質かというのによく御存じのはずだ。これだけ不祥事隠し、証拠隠滅で、まさに全体が問われているときに、ああ、神奈川県警ならこれはきつと廃棄処分する、待てよ、とめる、そういう指示を何で出さなかつたんですか。国会で指摘されたことを何も伝えなかつたのか、はっきり答弁してください。

○石川政府参考人 このマニユアルについて、一部不適切な表現があつたということについては御答弁申し上げました。

○保坂委員 答弁になってないですよ。官房長、よく落ちついて聞いてください。

神奈川県警は、あなたも本部長だったから御存じのように、独自の判断で廃棄するんですよ、こういうものは。だから、証拠隠滅事件を起こしている。神奈川県警は、こういう問題が出れば必ず捨てるのです。それは、あなただつたらわかるでしよう。

国会でそういう指摘をされているわけですよ。このういものを早く、まさか廃棄したんじゃないでしようねと私、聞いているじゃないですか。そのときに、官房長として、神奈川県警にすぐ連絡を入れて、国会でこういう件が出ているからちゃんとしておくれよ、こういうふうな指示しなかつたんですか。国会の指摘を受けて、法務委員会の三委員から指摘を受けて、何も行動しなかつたんですか。これは無視したんですか。はっきり答えてください。

○石川政府参考人 国会での御審議を無視するといったような気持ちは、私どもにはございませぬ。ただ、それについて、先ほど申しましたように、私は特段の行動を起こさなかつたということ、は事実でございませぬ。

○保坂委員 不作為の作為。つまり、行動を起こさないといいことは、連絡も一切しなかつたということと理解していいですか。これは重大ですよ、そつだとすれば。

○保坂委員 平成九年から十年まで、神奈川県警本部長です。マニユアルを見たことはありますか、それが一点。

それから、これが問題になって、マニユアルを入手して、我々に見せることはできないと答弁しているわけですよ。当然、現認したわけですよ。見たわけですよ。最初に見たのがそのときなのか、それとも本部長時代に見たのか、答弁してください。

○石川政府参考人 任を離れた部署における問題について、その立場で御答弁するのは適当ではないと思ひますけれども、今私がこの所掌の立場で申し上げますと、神奈川県警に私が勤めておつたときにこの文書は、見たことは一度もございませぬ。(保坂委員)「その後は、新聞に出てからは」と呼ぶ)新聞に出てからは、事務的に神奈川に問い合わせをして、そして、その中身については、私はその時点で承知をしておりました。

○保坂委員 そうすると、石川官房長、警察庁官房長としては、本部長時代は、うっかりかどうか知らないですけども、見てなかつた。しかし、自分もいた神奈川県警にこんなマニユアルがあつた。これは国会の指摘もあつたらうし、どういふものかと、当然、新聞に出た直後、見たわけですよ。

警察庁として入手したマニユアルは、ここから大事ですよ、廃棄したんですか、焼却したんですか、神奈川県警に頼んで焼いてもらつたんですか。

証拠隠滅事件というのは、こういうものが原点にあつたんじゃないかという指摘を国会の各委員会を受けているじゃないですか。どうして、それを一部も残さずに廃棄するんですか。

○石川政府参考人 私が直接に廃棄をしたのではないので、その時間とか方法というものについては詳しく御答弁できませんけれども、恐らくシュレッダーだろうと思ひます。

○保坂委員 これは、今、警察不祥事がどうしてとどまることかという重要なポイントなんです。

法務省官房長に伺います。

この十一月二十四日の質疑の中で、法務大臣としてこの資料を入手されるお気持ちはないかということ、私は法務大臣に聞きました。大臣は、最初は遠慮された、これは警察庁のことだから最初得た情報を告発しなかつた場合の刑訴法上の問題や公務員法に違反するといふ問題もある、だから、これはぜひ法務大臣、見てくださいと。それで、入手するように努力いたしますと、そのときには答弁していただいた。

○保坂委員 官房長にもう一言聞きます。

先ほど国会答弁を訂正されたようですけれども、この入手するよう努力いたしませんという答弁は、法務大臣は訂正されていなく、撤回していません。入手するよう努力する、法務大臣としてもこれは大事だという重い答弁をいただいたんです。その答弁を踏まえて警察庁に要求したんです。はなからもうそういう面倒くさいことはやめよう、こういう態度ですか。はっきりしてくださいます。そういう努力をしたのかどうか。大臣は努力すると言ったんです。大臣が努力すると言ったんです。その言をフォローするのが官房長じゃないですか。何を相談しているんですか。そういう口裏合わせはやめてください。

○但木政府参考人 大臣の御答弁がありまして、お戻りになられて、それについては所管である刑事局と官房が協議したと思えます。その結果、当省としてこれを入手するような立場にはないというので、法務省としては入手するような努力はしてないというところが結論でございます。

ただし、事件の関係では別論でございます。○保坂委員 委員長、これは後の委員会でも、重大なものでぜひ考えていただきたいんです。確かに、このときに神奈川県警の不祥事マニュアルを国会に出すことは、それは警察にとつてはつらいことだつたでしょう。しかし、そういうときにし出してあげば、今回の新潟県のことという不祥事、次々とこういうふうに見るといふようなことは少なくもなかつたはずですよ。法務省も法務省で、国会の中でこれだけ議論になっていくことに對して、警察が堂々と証拠隠滅していくようなことを認めちゃだめなんですよ。

また、これは大責任問題だと思えますので、とんでもないことだ、そういう反省の気持ちはあるんですか。証拠隠滅の確信犯ですか。○石川政府参考人 もう一度整理して御答弁申し上げます。

この資料は平成三年に作成されたものと思われるわけですが、同年中にその効力が失われ

れている。神奈川県警が独自に作成した資料である。当時、このことが報道され、国会でも御議論になったという事はあつたわけでございますが、警察庁としては、神奈川県警が独自に作成した文書ということで、国会への提出を差し控えていたところでございます。

この報道の後、時間関係が、提出を要求をなされたから廃棄したんだ、あるいは証拠隠滅的なものだ、こう御指摘でございますが、そういうふうな意図もございませんし、そうしたような指示を行ったというふうな事実もないわけでございます。

○保坂委員 もう打ち切ろうと思いましたが、まああやつて答弁されるので、もう一回言います。それでは、神奈川県警は法務委員会の中継を全部見ないでしよう。こういう議論がどこであつたのかわからぬでしよう。国会で要求が出たというのを伝えるのは、官房長、あなたの役割じゃないですか。神奈川県警になぜ連絡しなかつたんですか。無視していいと思つたんですか。

○石川政府参考人 当日の私の行動と申しますか、日程を詳細に覚えていないわけでございますけれども、いざいざにせよ、無視をするとかそういうふうな気持ちは毛頭ございませんでした。

○保坂委員 何で連絡しなかつたのか聞いています。○石川政府参考人 連絡しなかつたということば事実でございます。

○保坂委員 これは到底納得できないので、また別の機会に続けます。判決、裁判の問題に移りたいと思えます。去年、京都地裁におきまして、雲助判決という判決が出ましたね。一言で言えば、「一般論でい

えはタクシー乗務員の中には雲助(蜘蛛助)まがいの者や賭博等借財を抱えた者がまゝ見受けられること(顕著な事実といつてよいかと思われ)とあるわけですね。これは最高裁としても異例の注意を与えたといふことなんです。

日、個人タクシーの運転手の方が、職業上非常に差別をされたといふことで訴訟を起されて、東京地裁がこれを却下する内容の判決を出して

います。この判決を見ると、まじめに働いているタクシー運転手がその内容を読めば不快に感じてもおかしくない表現であることを否定できないにしても、「一般論でいえば」あるいは「まゝ見受けられる」など限定的な表現を使っているもので、要するに一人一人の運転手を差別したものであるとは見受けられない、こういう論拠ですね。

そこで、最高裁に伺います。一般論でいえばという前提をつければ差別的な表現は判決文の中で許される、こういう見解でしようか。○金築最高裁判所長官代理者 たいま御指摘の判決、本年三月十日に東京地裁で請求棄却の判決があつたわけですが、その判決の認定判断の当否といふことをお伺いしてございしたら、これは裁判の当否について事務当局でコメントすることは差し控えたいと思えます。

ただ、判決が言つておられますのは、判決が原告の請求を棄却いたしましたのは、京都地裁の判決の表現は原告個人の社会的評価を低下させるものと認めることができなかつたことであるといふことに御留意いただきたいと存じます。

○保坂委員 ちょっとときよは言葉の論争を裁判所、最高裁と行いたいのです。一般論でいえばといふのは、私の理解するところによれば、おおよそその人々の理解を得るところであつて、広く浸透している意識、こんなふうな思ふんですけれども、一般論でいえばといふのはどういふ形でどういふ前提で使われているんでしょうか。

一般論でいえばといふ言葉と問々という場合があるといふ言葉が入れば、職業に対する差別や不快感、最高裁だつて注意しているわけ、適切な判決だといふのはわかっているわけ、許される、どういふ一般論の理解をされているん

ですか。○金築最高裁判所長官代理者 一般論でいえばといふ言葉をさらに言いかえるといふのは難しゅうございまして、一般論は一般論でございますが、申し上げたいのは、この東京地裁の判決は京都地裁の判決の表現が差別的でないといふふう

に言つてはならないといふふうには私は理解いたしません。あくまでもそれは、先ほど申し上げましたように、原告個人の社会的評価を低下させるものと認めることはできない、こういうふう

に認定しているわけでございます。○保坂委員 いや、僕は判決に入り込んで質問する予定じゃなかつたんです。そういう答弁だから入り込みますけれども、これはそうじゃないですよ。「一般論でいえば」「まゝ見受けられる」など限定的な表現を用いてタクシー運転手に対して雲助まがいのことかといふふう

に記述してあるのであつて、タクシー運転手の多くが雲助まがいの者やかけごとで借財を抱えた者であると表現しているものと読むことはできないといふふう

に京都地裁判決を解しているわけですよ。だから、裁判官が人権教育をこの問題でやらなきゃいけないと答弁されたでしょう。これはやはり意識が徹底してないんじゃないでしょうか。タクシー運転手は一般論でいえば雲助、そしてかけごとで借財を抱える、こういうふう

に言われれば、タクシーのハンドルを握つて

いる皆さんはみんなそうと思つてしようよ。そのタクシー運転手のお子さん

の機会などをとらえまして裁判官に注意喚起するなどしてまいりたいと思っております。

○保坂委員 それで、これは昨年の定員法の審議のときにも取り上げた問題なんですけれども、身分を厳重に保障されている裁判官を処分するに当たって、裁判所が——これはちょっと背景を説明しますと、去年さんざん問題になった組織的犯罪対策法あるいは通信傍受法、我々はいわゆる盗聴法と呼びましたけれども、こういう問題の議論について集会があった。私はその集会の会場にたまたまいたんですね。目撃をしているんですけども、仙台高等裁判所のこの寺西裁判官に対する処分の決定があります。これは、この集会で話す予定だったけれども、上司から注意を受けて、処分があるかもしれないなどの話があったので、自分は裁判所法で定めるところの政治運動に当たるとは思わないが、パネリストとしてきょうは発言できない、こういう発言をした、これは仙台高裁の決定にも出ておりますね。ここからなんです。

「言、言外に同法条反対の意思を表明する発言をし」と。この「言外に」ということが、裁判官が裁判官を処分する言葉としてこの三文字が使われたというのは極めて重大だ。

最高裁判所の見解、最高裁が言外にという言葉を使う場合に、これは仙台高裁が使った意味を聞いていないんじゃない、最高裁が言外にという言葉を使う場合に、どういう意味ですか、簡潔に説明してください。

○金築最高裁判所長官代理者 最高裁が言外にという言葉を使っているわけではございません。これは、御指摘ありましたように、仙台高裁の決定の中に出てきている言葉でございます。それを受けて最高裁大法廷決定がした認定は言外にという言葉は使っておりません。

それで、この判決の当否等について、裁判の当否等について事務当局がコメントできないということとは先ほど申し上げたとおりでございますので、あくまで一般的なことだけ申し上げますと、これは別に最高裁が言外にという言葉をどう使っ

ているかということではございませんで、あくまで一般的なことでございますけれども、言外にというの言葉の表面的な意味ではなくて、その言葉の発せられた経緯、状況等を総合的に評価して言動の持つ意味を認定するということであらうと思っております。人の行為に関しまして、情況証拠等によりましてその持つ意味合い等について総合的な認定判断をするということは、これは日常生活上もよくあることでございますし、裁判上も特に珍しいことではございません。

○保坂委員 これはもう大変な答弁を今されたわけですね。さっきの雲助判決をめぐって毎日新聞は、「裁判官は常識を備えよう」、こういう社説を書いてございますね。裁判官はもう縮み切つてい、各種団体への参加はおろか、自治会の役員になつたり署名一つするのにも勇気が要ると。言外にという言葉は、広辞苑を開かなくてもわかりませんが、言葉に出さないことなんです。言外におおせるとか、そういうふうに使われます。したがって、裁判官に内心の自由があるならば、そして言外に言葉にならないことで示した、身ぶり手ぶりとかが空気とか、あるいはしゃべり方とかさまざまな態度、しかしそれは言葉に発せられていない、そのことまでがこれらから処分対象になる、裁判官の言動というのは、言動以外の言外の部分も注意すべしというのが最高裁の見解ですか。

○金築最高裁判所長官代理者 この寺西判事補の懲戒処分の決定に関しまして私の立場として申し上げられることは、先ほど来申し上げていることに尽きると考えます。

○保坂委員 答えていないじゃないですか。そんなことを聞いていないんです。寺西さんの話はどう聞いていない。先ほど聞いたのは、言外に、裁判官の言動じゃなくて、要するに言動以外のことも処分理由や対象の範囲の中に加える、これがこれからの最高裁の態度ですかと聞いています。過去のことを聞いていない、これからのことを聞いているんです。

○金築最高裁判所長官代理者 お尋ねのことにつきまして一般的なことを申し上げるのは適切でないとはいふうに考えます。

○保坂委員 ちよつと時間がないので、これ以上は押問答したいになつちやうのでやめますけれども、判検交流について一問お聞きします。

現在、多くの裁判官が、ほかの省庁も多いんですが、特に法務省に意向していますね。昨年、この判検交流についても、これはやはり是正すべきじゃないかというのを申し上げました。これは、今度は逆に法務省にお聞きすることにします。

といひますのは、昨年の答弁で、官房長ですか、一般論か、現実には裁判官に訟務検事などに当たつてもらうということで行わなければならぬが難しい現状もあると答弁されているんですね。やはり何らかの改善をしていかなければならないだろう、そういう人材を法務省の内部で育成していくことも、あるいは弁護士から登用していくことも必要だというふうな趣旨の答弁をいただいているんですけど、一年たつてみて、その方向の努力は始まっているでしょうか。数字の上ではこれは全然見えないんですね。

○但木政府参考人 判検交流一般につきまして、いろいろな考え方はいろいろ評価というものはあるかと思ひます。特に、法務省の中における司法制度、あるいは民事、刑事の基本法令の策定というふうなことにありますと、やはり裁判実務を現にやっていた人の知恵をかりるといふことも非常に重要でございます。現場のニーズに合った法改正をするというふうな意味では、やはり判検交流全体を否定するということはないと思つております。

ただ、訟務検事につきまして、裁判官ではないが、検事からもつとやたらどうかというふうなお話がありました。これは、今司法制度改革審議会、法曹人口の問題も含め、あるいは法曹のそれぞれ役割を含め、また法曹一元というふうな

非常に大きなスケールでの改革も考えられている中でありますので、そうした大きな議論の中で訟務検事の位置づけもきちつとすべきだと思いますし、裁判官が法曹一元で弁護士経験のある者から採るという制度になつていけば格別ですが、現行の裁判官制度の中で裁判官がいろいろな経験をしていくということも裁判官にとつては大事なことであらうと思つております。

いろいろの問題がふくそうしておりますので、やはり司法制度改革審議会の中で今後の法曹像とていくべき問題であらうというふうな思つております。

○保坂委員 では終わりますけれども、この問題は、大臣、もう答弁は要らないんですけども、裁判所の方も一体何人法務省に送り込んでいくのかすくわからなかつたんですよ、二十九年いる人もいるので。そういう場合は、もうこれは法務省の方になつていただいた方が公正な司法の運営の点でもいいのではないかと、こういう点でぜひ検討を加えていただきたいということを要望して、終わります。

○武部委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○武部委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

〔賛成者起立〕

○武部委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○ 武部委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○ 武部委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時四十分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七二九人」を「七九九人」に改める。

第二条中「二万千六百三十二人」を「二万千六百四十八人」に改める。

附則

この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の定員及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十二年三月二十七日印刷

平成十二年三月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D